

令和6年

建設委員会会議録

とき 令和6年11月25日

品川区議会

令和6年 品川区議会建設委員会

日 時 令和6年11月25日（月） 午前10時00分～午後2時33分

場 所 品川区議会 議会棟6階 第1委員会室

出席委員 委員長 塚本よしひろ 副委員長 えのした正人
委員 澤田えみこ 委員 つる伸一郎
委員 のだて稔史 委員 中塚 亮
委員 横山由香理

欠席委員 委員 木村健悟

出席説明員 鈴木都市環境部長 鴫田都市整備推進担当部長
高梨都市計画課長 川原住宅課長
小川木密整備推進課長 中道都市開発課長
大石まちづくり立体化担当課長 森 建築課長
篠田参事 溝口防災まちづくり部長
(品川区清掃事務所長事務取扱)
(資源循環推進担当課長事務取扱)
滝澤災害対策担当部長 櫻木地域交通政策課長
(危機管理担当部長兼務)
山下交通安全担当課長 川崎土木管理課長
森道路課長 大友公園課長
(用地担当課長兼務)
北原河川下水道課長 平原防災課長
羽鳥防災体制整備担当課長 伊藤災害対策担当課長

○午前10時00分開会

○塚本委員長

ただいまより、建設委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付の審査・調査予定表のとおり、議案審査、請願・陳情審査、報告事項およびその他と進めてまいります。

なお、本日、木村委員はご欠席されるとのご連絡をいただいておりますので、ご案内いたします。

また、議案審査のため、公園課長および河川下水道課長は、総務委員会に出席しております。総務委員会の審査終了後にこちらの委員会へ出席することとなりますので、ご承知おきください。

最後に、本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

本日は、2名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

1 議案審査

第87号議案 令和6年度品川区一般会計補正予算（債務負担行為 建設委員会所管分）

○塚本委員長

それでは、初めに、予定表1、議案審査を行います。

第87号議案、令和6年度品川区一般会計補正予算（債務負担行為 建設委員会所管分）を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○高梨都市計画課長

私からは、第87号議案、令和6年度品川区一般会計補正予算のうち建設委員会所管分の概要について説明をさせていただきます。

恐れ入ります、補正予算書の16ページ、17ページをお開きください。

債務負担行為の追加を行う補正でございまして、最上段、都市計画道路整備方針検討業務委託のため、令和7年度に1,600万円の支出予定額を債務負担行為として計上いたします。

内容についてご説明いたします。

恐れ入ります、補正予算審議の資料で、都市計画道路の整備方針検討についてと記載がありますA4判、1枚の資料をご覧ください。

1、背景・目的でございますが、都市計画道路を計画的、効率的に整備するため、東京都とともに「事業化計画」を過去4回にわたり策定してまいりました。現行の第4次事業化計画は、令和7年度までの計画となっていることから、東京都では、先般の都議会第3回定例会におきまして、新たな整備方針の検討に着手することが公表されたところでございます。

区といたしましては、新たな整備方針の策定に向けて、路線ごとの状況や必要性の検証を行い、優先整備路線や見直し候補路線等の検討を行ってまいります。

2、区内の対象路線につきましては、国道を除く未着手区間（14路線・17区間）でございます。

恐れ入ります、資料の裏面、次ページの別図をご覧ください。

品川区内の都市計画道路網図を示しておりまして、青色で示す路線が未整備の路線となっております。

また、黄色枠で囲っている部分が現行の第4次事業化計画における優先整備路線となっております。

資料はお戻りいただきまして、3、検討する内容といたしましては、将来交通量の推計や、新たな整

備方針における優先整備路線等の検討、整備困難区間における施工方法の検討、路線ごとの概算工事費の算出を予定してございます。

4、予算といたしましては、委託費用を計上しておりまして、本年度の予算額は0円ですが、令和7年度債務負担行為として追加を行います。令和7年度予算額といたしましては、1,600万円といたします。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○塚本委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○のだて委員

まず、資料について伺いたいのですけれども、今回、見直し候補路線等の検討を行うということで書かれておりますが、この見直しというのは、どういうことなのか。都市計画道路をやめたほうがよいということなのか、それとも幅など、形状などを変えていくということなのかということと、あと、この検討の中には、廃止をする路線ということも検討していくのかということと伺いたい。また、検討内容の中に整備困難区間の施工方法の検討ということが含まれていますが、整備困難区間が既にあるのかということ、それがどこなのかと伺いたいと思います。

こういった検討は、特定整備路線にも同様の調査をしたのかということと伺いたいと思います。

○高梨都市計画課長

順次、お答えをさせていただければと思います。

最初に、見直しとはどういったことなのかということとでございますが、今お話のありました道路廃止や形状の変更等、広い意味で品川区内の未整備の都市計画道路の状況を調査いたしまして、幅広く検討してまいりたいというふうに考えてございます。

廃止の検討も行うのかというようなところでございますが、現段階といたしましては、廃止の可能性も当然含めて検証を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

次に、整備困難区間は分かっているのかというようなところでございますが、現状の未整備の区間のうち、都市計画線がどの辺りに入っているのかというものは都市計画で把握をしてございます。現場の状況として、例えばという例示になりますが、都市計画線の中に大きな擁壁等の構造物があって、このまま道路を拡幅するのでは、地形・地物上、技術上、非常に困難な状況があるとか、ほかの構造物が支障して、そのまま道路を造るには、技術的または用地買収等を行う上で困難が予想される区間をピックアップして検証していきたいと考えてございます。

最後に、特定整備路線の際にこういった検証が行われたのかといったところでございますが、特定整備路線の選定は東京都において行われてございますので、区として特定整備路線の選定において、このような検証を行ったことはございません。

○のだて委員

今回の検討は、廃止の可能性も含めてということでしたので、この間、東京都が出している見直し方針等にも、廃止も含めて、事業化中のものも含めてぜひ検討していただきたいというふうに思います。

特に、この間、ずっと言っておりますが、特定整備路線は廃止にするようにしていただきたいと思います。特定整備路線は、都のほうで検討したということですが、当時の濱野区長が進めてくださいとい

う合意を示したことで進んでいるということもありますので、区の責任も問われることだと思います。これによって住民が追い出される、立ち退きを迫られるということで、暮らしが壊される事態にもなっておりますので、さらに今回の検討の中で、こうしたところが増えないようにしていただきたいと思えます。住民合意がとれていないところは進めないように求めたいと思えますが、いかがでしょうか。

今回、都の事業化計画の中での区として検討していくということですが、選定基準などは示されているのか、区として持っているのかどうかも含めて伺いたいと思えます。

今回、必要性の検討もするということが言われていますが、これはどのような検討、検証が行われるのか伺います。

○高梨都市計画課長

最初に、特定整備路線につきましては、区といたしましても、東京都の計画に合わせて木密地域の解消のために非常に有効な方策であるといったところで、現在、区として事業中の路線につきまして廃止を求める考えはございません。

なお、今回の検証につきましては、対象は未整備・未着手の路線について検討を行うといったところでございますので、現在、事業中の特定整備路線を検証の対象に加える考えはございません。

また、選定基準につきましては、これも東京都、区、市、町と合同でこれから検討が進められていく中で、また話合いがされていくところでもありますけれども、今まで4回の事業化計画の中でも、道路ネットワークだけではなくて、市街地形成の中での道路の必要性であるとか、防災上の目的等々、複数の要素を用いて、必要性等、選定がなされてまいりましたので、今回もまたこの時代の状況に合わせた選定基準を用いて、その必要性がなされていくものとして区としても考えているところでございます。都の歩みと共に、区としてもその必要性の検討を、また、必要に応じて区独自の視点が必要となれば、それもこの検討の中でしっかりと考えていきたいと考えているところでございます。

○のだて委員

様々な基準によって選定されるということですが、この中に地域のコミュニティを大事にするとか、あと、住民の合意形成など、そうした視点があるのかどうか伺いたいと思えます。

この間、特定整備路線が特に顕著ですけれども、やはり住宅街の中を通るルートということで、住民の暮らしが壊される、その中で合意も得られていないというふうに思います。そうした中で進めていくということが、やはり区民の暮らしを壊すこととなりますので、そうしたことはないようにしていただきたいと思えますが、その点も改めて伺いたいと思えます。

○高梨都市計画課長

今回の整備方針の検討におきましては、東京都と区の合同で行ってまいりますけれども、そこにおける選定基準等の話はこれからといったところでございますので、現段階で基準が決まっております。

一方、区の中の都市計画道路については、品川区としての地域性であったり、地域の置かれている状況等は、しっかり区として検討して、都と区の検討会の中でしっかり東京都とも協議しながら様々決めていかなければならないというふうに考えているところでございます。

また、合意の基準があるのかといったところも前段のお答えと同じこととなりますけれども、1つ都市計画道路として決定されている際には、その当時、都市計画の手続の中でしっかりと手続が踏まれて決定されているといったところでございますので、今回は、その決められた都市計画道路を、どういった優先順位で、また必要性等、フィルターをかけながら整備をしていくのか検討するところでございます。

○のだて委員

必要性はもう既に都市計画決定で認められているというお話でしたけれども、そのときから、線が引かれてから随分時間がたっている工区があると思います。そうした中で、やはり社会情勢やまちの様相なども変わってきているというところでは、廃止にすべきものもあると思いますので、住民合意がとれていない路線については進めないようにしていただきたいと思いますし、特に反対の声が上がっている補助27号線、補助30号線、補助31号線は推進しないように求めますけれども、いかがでしょうか。

○高梨都市計画課長

都市計画線としましては、決定時に決定しているもので、必要性につきましては、今、委員からもありましたとおり、今回の検討の中でしっかりとそれぞれの路線における必要性といったものは、都の検討とともに、区としても検討を行ってまいりたいと考えているところでございます。

また、合意がとられていない路線があつて、そこは進めないでほしいというご意見でございますけれども、事業化するに当たっては、しっかりとその地域の方々の意見は踏まえていく必要があるかと思っておりますけれども、現段階の検討といたしましては、まちとして、都市として、道路がどういった機能を発揮するのか、品川区において、その道路の必要性について、どういう要素があるのかといったところをしっかりと俯瞰して検討することに今回は必要であると考えてございますので、また、事業化に当たっての住民への説明とは切り分けて考えていただければと思います。

○のだて委員

今後の検討の基準はまだないということでしたので、その住民合意ですとか、地域コミュニティを大切にすることも含めて、区としても、そして都としても検討していくように、基準に入れるようにしていただきたいというふうに思います。

そして、今回、事業中のものは対象にしないということとか、特定整備路線は有効だということでおっしゃっていましたが、本当に住民の暮らしが、区民の暮らしが壊されるということが、区内の様々なところで起きているということになりますので、そうした区民の暮らしを壊すようなことがないようにしていただきたい、これは強く要望しておきたいと思っております。

○中塚委員

今のやり取りも伺いましたが、まず、補正予算ということなのですが、なぜ補正予算なのか、そして、補正予算の中のいわゆる歳出ではなくて債務負担行為ということなのかということをお伺いしたいと思います。

あまりこういう補正予算は見たことがないので、例えば、急を要する予算の歳出として新たな事業が載るといってもそれぞれの所管でいろいろ計画があつてあるわけなのだけでも、そうではなくて、なぜ補正予算か、その中で歳出ではなくて債務負担行為にした理由をまずご説明いただきたいと思っております。

○高梨都市計画課長

まず、現行の第4次事業化計画が令和7年度末までの計画でございます。次期、その次の整備方針であつたり、事業化計画の計画に着手するのか、つくるのかどうかといったところは、今まで分からない未定の状況でございました。今般、来年度まだ1年間ある中でございますが、東京都が第3回定例会で、今年度中から、令和6年度中から次期整備方針の検討に着手するといったところが公表されました。

区といたしましては、当初、令和7年度の当初予算で検討をしていこうかと考えていたところでございますが、東京都、ほかの自治体との検討の歩みを合わせて、区としてしっかりと検討を行った上で、

様々な都市計画道路について、東京都としっかりと協議をしていきたいといった考えから、今年度中から検討に着手するべく、今回の補正予算の計上に至ったといったところでございます。

また、今回、債務負担行為のみの補正予算となっている理由でございますけれども、冒頭のご説明で申し上げましたとおり、今回、委託費用として1,600万円を考えてございます。今年度中から委託を着手して、来年度に至って委託期間を設けて、年度の切替えのときに途切れることなく検討を行っていききたいというふうに考えてございます。そのため、委託費用の支払いが令和7年度に至ることから、今年度は、歳出予算としてはゼロ円、その代わりに、令和7年度の支出を負担するといったところで、今回、債務負担行為の補正予算の計上となったところでございます。

○中塚委員

都の協議等に合わせていきたいということと、途切れることなく検討を進めていきたいというご説明だったと思います。

先ほどののだて委員の質疑でも感じましたけれども、今回の中身は、明らかに新たな都市計画道路の整備を、しかも未整備、未着手の都市計画道路を拡大するものだと思います。必要性もない、税金の無駄遣い、区民も望んでいない、環境破壊、さらには車依存の社会の姿がこの先も続くのかと、あらゆる点から、これは進めるべきではないと思いますので、まず反対を述べておきたいと思います。

その上で、検討は、いろいろ必要性について今後考えるなどということをおっしゃいますけれども、都と歩みを一体にするものからすれば、どう考えても拡大するものだという事は明らかだと思います。結局、都の歩みに合わせて、区として、どこの路線に手を上げるかというところが今回の狙いではないかと私自身は思っております。

その上で、資料に沿って若干伺いますが、先ほど説明があったように、都議会第3回定例会で都が新たな整備方針に着手するという事ですけども、この東京都の狙いは何か、どういう問題意識を持っているのか、そこをご説明いただきたいということです。いかがでしょうか。

それと、区として路線ごとの状況や必要性の検証を行いということですけども、現状どういった区民の要望があるのかということの区の考えを伺いたいと思います。全路線といってもあれでしょうから、補助30号線、補助31号線、補助27号線のこの3路線について、現状、区民からどういう要望があると区は認識しているのか、そこについて質問したいと思います。

○高梨都市計画課長

最初に、東京都の狙いとか目的といったところでございますけれども、東京都からは既に公表されてございますけれども、今までも過去4回にわたり事業化計画を策定して、計画的に優先順位を定めて都市計画道路の整備を進めてきたといったところでございます。そこをしっかりとこの後も優先順位をつけて計画的に進めていく必要があるといったところで、また、まだ道半ばである都市計画道路の整備を計画的に進めていくために、次期整備方針の策定に着手することといったところで聞いているところでございます。

次に、区民の要望として挙げていただきました路線について届いている声でございますけれども、現行、都市計画課のほうに、未整備で今はまだ事業化の予定等が示されていない路線について、声が寄せられてきているというところは把握してございませんが、今までいろいろとまちづくりをしていく中で捉えている声といたしましては、今挙げていただいた各路線につきましては、用地買収面積が非常に大きい、もしくは現道がない路線であることから、非常に広範な用地買収が伴う、そうすると、おのずと事業費も大きくかかる。また、ご協力いただく方々、権利者の方も多いたったところで、事業

化に当たっては、丁寧な区民への説明が必要な路線である、このように区としては認識しているところでございます。

○中塚委員

東京都が過去4回にわたって策定してきたと。その中でも特定整備路線があり、品川では補助29号線なども含まれていると。道半ばで次に進めるとおっしゃいますけれども、強い反対の声を押し切って強引に進めてきたということが実態だと私は思います。

また、補助31号線、補助30号線、補助27号線について、声を把握していないとおっしゃいますけれども、それは所管として耳を傾けていない証拠だと思います。長期基本構想、長期基本計画、様々な区の行政計画を策定する際に、具体的に、例えば補助31号線は進めないでほしいとパブリックコメントにも複数寄せられているものを私は見ております。

私の家の近所で言えば、補助31号線の沿線に住んでいる住民からも、このような無駄な計画はないと。第一種住宅専用地域、このように静かで穏やかな環境のよいところが好きで長年住んでいるところに、なぜ、みんなの貴重な税金を使って道路を造るのかと。そんなことよりも、もっと大事な暮らしや福祉のために使ってほしいと、そういった声は今でも伺います。30年も40年も前から反対の声が上がっております。などなどが届いていないというのは、反省していただきたいと思います。

過去のそういったパブリックコメントや事業計画の中で、未整備、未着手の路線について、区民の声が本当に届いていないのか、この点を改めて伺いたいと思います。

検討内容について、まとめて少し伺いますけれども、将来の交通量推計ということですが、国土交通省の度々やる調査の中で、交通量は減っていますよね。これから調査するということですが、区の見通しとしても、この先、減るだろうなというふうに思っているのかどうか伺いたいと思います。

優先整備路線の検討ということですが、新たに区として手を挙げるための準備ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

整備困難区間の施工方法の検討ということですが、具体的に何か念頭にあるもの、場所があれば教えてください。

路線ごとの概算工事費の算出ということですが、これは今説明のあった14路線全てについて概算を出していくのか、この検討内容について、もう少しご説明をいただきたいと思います。

○高梨都市計画課長

それぞれの路線における反対の声といったところにつきましては、今ご紹介いただきましたところを含めて、当然区としましては、そこを受け止めているところでございます。所管としても、しっかりとその辺りは把握をしているところでございますので、改めて確認をしてみたいというふうに考えてございます。

ご質問を幾つかいただきました中で、順次、お答えいたしますが、まず、交通量推計につきましては、今ご紹介いただきましたとおり、いわゆるセンサスと呼ばれている国、各都道府県が合同で行っている調査を基に行うといったところでございまして、現在は、最新では令和3年度に行ったものです。約5年ごとに行われていますので、そちらのものを使用していくことになろうかと思います。

全体としての交通量と、また、各路線としての交通量は、車の流れであったり、出来上がった路線、あと、周辺のまちづくり等によって変わってくるものであるというふうに考えてございますので、しっかりと路線ごとの推計を算出して、そこの中で判断をしてみたいというふうに考えてございます。

また、新たに優先整備路線に路線を上げるのかどうかといったところにつきましても、現行の第4次事業化計画における優先整備路線の状況等も踏まえて、新たに手を挙げるのか、それとも現行の優先整備路線をしっかりと検証していくのかといったところも見定めながら、この検討の中で考えてまいりたい、このように考えているところでございます。

整備困難区間につきましては、先ほど、概要というか、このようなところというお話をさせていただきましたけれども、具体的に申しますと、例えば、現在、優先整備路線に位置づけられている補助205号線、西大井駅の南側でJR線を横断する部分になりますけれども、そちらについては、今、道路課で鋭意検討が進められているところではございますけれども、都市計画線の中に構造物が存在するであるとか、また、鉄道横断といったところでの線形の検討等、非常に都市計画線のとおり施工するには技術的に困難が生じる路線である、このように考えているところでございます。

工事費の算出につきましては、今、検討が進んでいる現行の優先整備路線と、その他の路線等で、グレードというか、どの程度行かかというところは、具体的な施工方法が決まっているのかいないのかといったところで工事費の算出のレベルも変わってくると思いますが、現在のところ、全未整備路線で、一定程度、概算工事費の算出は行いたい、このように考えているところでございます。

○中塚委員

まず、交通量についてですけれども、今後算出していくということで、今後も減っていくという見通しは特に示されず、一方で増えていくという見通しも示されず、今後算出していきたいというご説明でした。

私は、先ほどお話のあった国土交通省の調査で、直近は令和3年、なぜか令和3年ですと止まっています、その次が出ないのですけれども、調査のたびに減っているという傾向が続いております。私、今、49歳ですけれども、同級生を見ても、車を持っている人はだんだん減っているなど、親たちの世代の話の聞くと、だんだん減っているなと思いますし、また、カーシェアリング、あとレンタカーを使うとか、いろいろな、車を運転するけれども、使い方も変わっているなということも実感いたします。そういう意味では、交通量は今後も減っていくというのが私の見通しです。なぜ交通量が減っているのに、新たな都市計画道路の拡大を検討する必要があるのかと、その大きな要因が、私は再開発にあると思います。結局は、長い目で新たな開発地域を広げていくために、インフラ整備として都市計画道路を検討する、そうした考えが念頭にあるのだと私は思いますけれども、その点、一言コメントをいただきたいと思います。

それと、区の上位計画との関係について伺いたいですけれども、私、濱野区長の下で行われた長期基本構想、長期基本計画、長期基本計画の改定の全てに関わってきましたけれども、当初、補助31号線という言葉が載り、補助31号線という言葉が削除され、ただ、補助29号線ができた暁には検討するという、そういう流れで今日まで来ているのです。

今の未整備、未着手の都市計画道路が、ここから検討が始まって、買収が始まって完成するのは、50年、60年、70年先のことだと私は思っているのです。そのように50年、70年先の品川区の姿をまだ何も示していないのに、なぜ道路計画だけ進むのかということが、私、すごく疑問なのです。長期基本構想でもそのように先のことまで何も見通していないのに、ただただ都市計画だけは、先手先手で整備の種をまき、水を与え、花を咲かせようとしていく、こうした道路事業は本当に無駄だと思われるのです。森澤区長から、一体どのような指示が出ているのか。そのように先の見通しを、どのような社会を描いているのか、ぜひその点について伺いたいと思います。

もう1点。これは一般財源として1,600万円を出すのです。これ、東京都の旗振りで区が、私に言わせると手を挙げようとしているのに、なぜ一般財源なのかということが疑問なのですけれども、東京都は自分の金で自分のまちの検討をなささいとの考えなのか、いやいや、品川区として積極的にやっていきたいという姿勢のあらわれなのか、こういう事業は補助金がつきものだと思うのですけれども、その点についても伺いたいと思います。

○高梨都市計画課長

最初に、再開発を進めるためにといったご質問でございますけれども、そもそも都市計画道路をはじめ道路の機能は、防災機能であったりとか、市街地形成のための機能など様々ございます。時代とともにそういった求められてくる機能も、まちの変貌とともに変わってきておりますので、しっかりと現在のこのまちに必要な道路であるのかどうかといったところを見定め、検討するために、今回の検討は必要であると、このように考えているところでございます。

また、今の答えと重なりますけれども、区の上位計画、50年、70年先であろう全体の完成を見据えてやるのかといったところでございますけれども、確かに100年先、遠い先を見据えた上で様々な計画を考えていくことは非常に重要なことでございますけれども、とはいえ、もう一度決めたら、ずっとそこを見直さないということではなくて、今回の東京都をはじめ我々もやろうと思っているこの検討をはじめ、適時適切に、その時代に合わせた時代背景等を勘案した計画の見直しであったり、確認は必要であるというふうに考えてございます。今回の検討もその一環であるというふうに区としては受け止めているところでございます。

最後に、財源でございますけれども、今回の検討につきましては、東京都から、各区でやるべしということで、都の指示のもと行っているものではございません。区としてしっかりと、東京都と区市町で定める計画ではございますけれども、品川区として、しっかりと、このタイミングで区内の未整備、未着手の路線の状況、必要性等について、このタイミングでしっかりと考えてまいりたいといったところで、今回、補正予算を上げさせていただいているものでございますので、一般財源でのご提案とさせていただいているところでございます。

○中塚委員

まとめますけれども、まず、私は、今回のこうした未整備、未着手の都市計画道路の拡大だと思っておりますが、再開発を見通すものではないかと指摘をいたしました。特にそれを否定する答弁はありませんでした。道路の機能としては、防災だ、市街地整備だと説明がありましたが、結局、新たな大規模開発のためのインフラ整備の先駆けだと私は思います。

また、上位計画についても、その先を見通すというお話はありましたが、現に区が持っている計画の中で、50年、70年先の社会の姿を議論もしていないし、計画も存在していないのに、道路計画だけは先に進んでいく、こうした森澤区長の姿勢は正面から批判されるべきだと思います。

また、区民の暮らしの実感からしたら、先ほど述べた補助30号線も、補助31号線も、補助27号線も、いや、これがないから不便なのだよという声は一切聞きません。そこに住んでいる方は、計画線上に住んでいるということは自覚しておりますけれども、マイカーのドライバー、また、プロのドライバーに聞いても、ここの道路整備が遅れているから困るという話は一切聞きません。つまりは、必要性がないということだと思います。そのような道路をここで再び火をつけようという計画は到底認められません。

さらに、財源についても、都からの指示ではなく、区として判断したということで、品川区の道路と、

ひいてはその先の再開発、その推進の姿勢が一層浮き彫りになる補正予算だと私は思いますし、こうした森澤区長の姿勢は正面から正されるべきだと最後に述べておきたいと思います。

○塚本委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○澤田委員

賛成です。

○つる委員

賛成です。

意見としては、今、質疑がいろいろありまして、この間、道路についての様々な意見は、いろいろな利害関係者とか、当然その線にかかってお住まいの方とかもあるわけですが、これは当時の時代とともに、様々な認識のもとでのお住まいになっているということはあると思いますが、長年そこに住んでいらっしゃれば、当然、日常がそこにあるわけですので、そうしたところについての行政としての配慮というか、そうしたことは、一定、これまでもお示ししながら、これは東京都においてですけど、やってきたというところはあろうかと思えます。道路の整備の理由の中では、様々な理由があるわけですが、災害時とか、緊急輸送の物資の輸送とかのところ。

私もここ最近、救急車両の経験が二度ほど、昨日も含めてあった中では、やはり救急車両がスムーズにアクセスできる道路の整備は、これは非常に重要だなということを改めて実感した部分もあります。当然、それだけのところではないのですが、やはり命が守られるような、道路だけではない環境の整備、これはハード・ソフト両面にわたるのだと思えますけれども、そうした観点も必要だなというような認識もあります。

ただ、その上で、この間、いろいろな観点からの意見等があるかと思えますが、そうしたところに十分配慮しながら決定されていることに基づき、また、今回は様々な観点での検討ということもあります。それは、そうした全体のまさに区の、区民がまさに日常からも安心のできるような道路のネットワークの体制は、しっかりと引き続き様々な観点でぜひ検討いただきたいと思えます。

○のだて委員

今回、都市計画道路の現状把握や廃止を含めて検討を行うということですので、賛成します。

しかし、しっかりと住民合意をとるとか、コミュニティを大事にするとか、そうした基準を位置づけて、住民合意がない路線は推進しないように、特に補助27号線、補助30号線、補助31号線、これは推進しないように強く求めておきたいと思えます。

○中塚委員

反対です。

先ほどの質疑でも明らかのように、新たな都市計画道路を拡大するものなので反対をします。必要性がない、税金の無駄遣い、区民も望んでいない、環境破壊、車依存社会をこのまま続けていくのかということが正面から問われると先ほど指摘をいたしました。

さらには、今、SDGsと言われておりますが、区はダブル受賞と喜んでおりますが、真っ向から反する内容のため、返上すべきだと私は思います。

防災だという議論もありました。しかし、完成するのが50年後、70年後で、なぜ首都直下大地震

の対策になるのかと指摘をいたします。

救急車の話もありました。救急車がすぐ来られないのは、道が狭いからではありません。車両、人手、体制、救急隊員の処遇改善、こちらが圧倒的に足りていないということが原因だと私は思います。ぜひ道路依存の姿勢こそ正すべきだと思います。

そして最後に、新たな再開発のインフラを整備するということにもつながりますので、建設委員会所管分に反対です。

併せて、本会議でも反対です。

○横山委員

賛成します。

○塚本委員長

それでは、これより第87号議案、令和6年度品川区一般会計補正予算（債務負担行為 建設委員会所管分）を採決いたします。

本件は、挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○塚本委員長

賛成多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件および議案審査を終了いたします。

2 請願・陳情審査

- (1) 令和6年請願第14号 国に羽田新ルートに関する住民説明会を開催するよう求める請願
- (2) 令和5年陳情第20号 羽田新ルート飛行航路の即刻中止を求める陳情
- (3) 令和5年陳情第29号 羽田新ルート反対に関する陳情
- (4) 令和5年陳情第34号 森澤恭子区長が羽田空港機能強化による都心飛行ルートについて、「固定回避を国に要請」としたことの撤回を求める陳情
- (5) 令和5年陳情第43号 羽田新ルート飛行航路の固定化回避の検討状況を区民に説明するよう国交省に求める陳情

○塚本委員長

次に、予定表2、請願・陳情審査を行います。

初めに、(1)から(5)までの請願・陳情5件につきまして、関連する内容のため一括して議題に供します。

進め方としまして、5件の請願・陳情について、一括して説明、質疑を行い、その後、その取扱いについて1件ずつ各党派のご意見を確認したいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、5件のうち(1)令和6年請願第14号、国に羽田新ルートに関する住民説明会を開催するよう求める請願については、今定例会において新たに当委員会に審査を付託されたものでありますので、書記に朗読させます。

[書記朗読]

○塚本委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者より一括してご説明願います。

○高梨都市計画課長

私からは、令和6年請願第14号および継続審査となっております陳情4件に関連いたしまして、羽田新経路の固定化回避に係る技術的方策検討会について説明をいたします。

資料は、A4判、1枚のものをご覧ください。

初めに、1、検討会の開催状況についてでございます。

固定化回避検討会は、令和2年3月より運行が開始された羽田空港の新経路につきまして、現在の滑走路の使い方を前提とした上で、騒音軽減等の観点から見直しが可能な方策がないかについて技術的観点から検討を行うものとして、国により検討されているものでございます。

会議の開催は、資料記載のとおり、令和2年6月開催の第1回検討会から令和4年8月開催まで、これまで5回の検討会が開催されているところです。

続きまして、2、検討状況の公表・周知状況についてですが、最初に、ホームページでの案内につきましては、国におきまして、各検討会の資料や議事録が公表されておきまして、区ホームページにおきましても、国のホームページへリンクする形でご案内をしております。

次に、チラシ配布につきましては、各検討会開催後に、国により「品川区の皆さまへ」と題したチラシが作成され、区内全戸に配布されるとともに、地域センターや図書館および文化センターへ配架されることにより、区民へ周知がされているところでございます。

区といたしましても、今後も区民への継続した丁寧な情報提供、周知、説明を国に対して求めてまいりたいと考えております。

○塚本委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○のだて委員

まず、国の設置した固定化回避に係る技術的方策検討会というところで、これが第5回目の令和4年8月3日に行われているということで、既に2年以上がたっているという状況ですけれども、第6回目、昨年秋に実際は実施するという計画でしたが、できずに、今もやられていないという状況です。区として、いつ第6回の検討会をするということを聞いているのか伺いたいと思います。

この固定化回避検討会について、区は、期待をすると、早く示してほしいということで求めてきておりますけれども、その中で、区は、品川区の上空を飛ばないようにということは求めているのか。固定化回避検討会だけでなく、国土交通省に求めているのか、あるいは、滑走路の使い方も検討すべきだということで求めているのかどうか伺います。

○高梨都市計画課長

最初に、第6回の固定化回避検討会の開催予定についてでございますが、国から開催時期について聞いているところはございません。

区といたしましては、これまでも国に対して求めてきたとおり、早期の開催について、機会を捉えて求めているところでございます。

固定化回避の区として求めているところでございますけれども、区といたしましては、騒音軽減の観

点から、現在の経路を固定化することのないようにというところで、区の求めに応じて国に固定化回避検討会を行ってもらっていると捉えてございます。まずはしっかりとこの検討会で検討がなされて、その結果を待ちたいというふうに現在は考えているところでございます。

そのためにも、今年の事故も含めて、今、国による第6回の開催が長引いているといったところでございますけれども、先ほどの繰り返しになりますが、一刻も早い検討会の開催を求めていく考えでございます。

○のだて委員

今、国からも第6回の検討会は開催時期が示されていないということです。その中でも、区としては、固定化回避しないようにということしか求めていないということで、実際、固定化回避検討会は、今、品川の上を飛んでいる都心ルートを実施するための滑走路の使い方、今の使い方は変えないというもとの検討が進められているというものです。そうなれば、品川の上を結局飛ばざるを得ないということが実態だと思います。

今回、新たに出された請願の代表者の方から資料もいただきまして、そこでは、着陸前の最終直線距離が9km必要だということで、これはアメリカではしっかりと定められているということ、それを引き合いに出して、慶應義塾大学の専門家の方も、やはり9kmは必要だということによっております。

その中で、この9kmというのがどこに当たるのかということ、五反田駅ですとか、品川駅の付近だということになります。つまりは、この固定化回避検討会でどのように検討しても、結局は品川の上を飛ぶことになる。しかも、五反田や品川駅、人がたくさんいるところを飛ぶことになるということになりますので、それでは意味がない、固定化回避検討をいくら行っても品川の上は飛ばないということにはならないというふうに思いますが、いかがでしょうか。

この直線距離が9km必要だということが言われていることについても、区としての認識を伺いたいと思います。

○高梨都市計画課長

国のほうからは、固定化回避検討会の開催に合わせて、今、委員からご説明がありました固定化回避検討会で検討された後のルートであるとか、直線距離が9km必要であるといったような情報については、国から聞いているところではございません。

区といたしましては、引き続き、区民の方々への騒音環境の軽減に向けて、この固定化回避検討会で改善策がしっかりと検討され、それが提示されて実行に移されるといったところを国に対して引き続き求めていく考えでございます。

○のだて委員

国からは説明がないということですが、やはり安全に着陸をしていくということでは、最低でも9km直線距離が必要だということ言われているわけです。そうなれば、品川の上を飛ぶことになってしまうということになりますので、この固定化回避検討会では、品川の上空を回避するということではできないというふうに思います。改めて答弁があれば、伺いたいと思います。

それと、今回やられているのが、請願の中にも示されておりますが、1時間当たりの運行実績が国土交通省から出されたということで、今まで従来ルートでは増やすことができないのだと言っていたけれども、実際には、実績として90回以上飛んでいる。一番多いときは95便飛んでいるということですので、実際、従来ルートでも、離着陸が1時間当たり90便以上できるということが示されたと思います。

しかし、今回の一般質問の中でも、区が説明しているのは、安定的に飛ぶには、離着陸するには、新ルートが必要なのだという国土交通省の説明を繰り返ししておりますけれども、安定的に90便飛ばすには、なぜ新ルートが必要なのかということを知りたいと思います。

○高梨都市計画課長

前段の部分でございますけれども、区といたしましては、まず前提として、安全な航空機の運航といたしたところは、大前提になるというふうに考えてございますので、航空安全の徹底といたしたところを踏まえた上での固定化回避検討会で、今まさに議論がされているところであるというふうに把握しているところでございます。

次に、時間当たりの飛行回数でございますけれども、区といたしましては、国から常時達成可能な便数は、従来ルートでは1時間当たり82回であるといったところで、やはり安定して処理容量を確保するためには新ルートが必要であるというような説明を、区からも説明を求めて、国から回答を得ているといったところでございます。

○のだて委員

区からも説明を求めて国が説明したということですが、ということであれば、今ご答弁された以上のことを恐らく聞いていると思うのです。ですので、従来では最大82便で、新ルートが90便だという、なぜそれが言えるのか。従来ルートでは82便しか飛ばないということが言えるのか、安定的に新ルートでは90回飛べるということが言えるのか伺います。

○高梨都市計画課長

国から説明を受けている内容といたしましては、安定的に処理容量を確保するためには新ルートが必要であると、先ほどの答弁のとおりでございますが、併せて、気象状況等により、その時間当たりの便数は、どうしても1時間を区切った便数のカウントになるといったところで、一時的に超える離着陸が行われることもあるといった回答も併せて受けてございます。

○のだて委員

結局、説明が同じで進まないのですけれども、区として求めたわけですから、具体的な理由ですとか、そういったところもぜひ聞くべきだというふうに思いますし、一時的ということでは、90回以上飛んでいる回数が、従来ルートは5回にもなっているということです。

続けて95回飛んだその前に81回、89回と飛んでいるという実績もありますので、別の日には90回飛んだ後、85回飛んでいると、続けてやっているという実績も出ております。なので、従来ルートでできないということが立証できていないというふうに思います。なので、新ルートはやはり必要ないというふうに思いますけれども、そこを伺いたいと思います。

今回いただいた資料では、やはりコロナもあって人員不足が深刻だということで、様々な専門家の方、管制官含め、乗務員、整備士等々、地上での誘導員など人員が不足しているということも言われています。こうした現状について、区はどのように捉えているのか伺いたいと思います。

併せて、世界ということになりますが、航空機事故が結構起きているということも資料でいただいております。直近で多いのが、2022年、11件、墜落事故が起きていて、乗客全員が亡くなっているということです。一番多かったのが18件、2011年ということになりますけれども、二桁以上起きている年が、2010年までで7年あるということで、世界では、かなりの航空機事故が起って、100名以上の方が亡くなっているという状況です。

こうした状況がある中で、都心の上を飛ばしていく、日本の首都東京の上を飛ばしていくということ

は、墜落事故や落下物の事故など、既に不安を与えていると、ストレスを与えているというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○高梨都市計画課長

最初に、従来ルートで従前よりも多くの便数が飛んでいる理由といたしましては、こちらも国からの回答となりますけれども、新ルートの活用以外にも、滑走路処理能力の再検証や、ピーク時間帯の出発機、到着機を最大にする運用上の工夫等により離着陸回数を増やすことができているというような説明を受けているところでございます。

また、コロナで人員が不足しているといったような現状のご紹介がございました。また、その後に航空機事故のお話もありましたけれども、区といたしましては、航空安全の確保といったところは大前提であると考えてございますので、しっかりと国により航空機の運航に関わる人員であったりとか、安全性といったところは担保することが国の責務でありますし、そちらについても、区としても、しっかりと求めてまいりたいというふうに考えてございます。

区民の方が、そういったような不安を感じていらっしゃるというような声につきましては、しっかりと国に届けてまいりたいと考えてございます。

○のだて委員

航空機事故ですとか、落下物の危険性とか、そういったところで区民にストレスを与えているのではないかと伺いましたので、ご答弁いただければと思います。

やはり人員不足、安全第一でぜひやっていただきたいと思っておりますけれども、こうした人員不足の中で1月2日の事故などにもつながっているのではないかとというふうに私は思います。その後も様々な細かい事故ですけれども、実際、羽田空港でも起きているという状況ですので、これは国に当然求めることも含めてやっていただきたいと思っておりますが、そもそも今の羽田空港の体制のもとで増便していくということも、私は、安全性の面から見ても疑問がありますけれども、区の認識を伺いたいと思っております。

○高梨都市計画課長

落下物や事故による区民のストレスといったところでございますが、先ほどご答弁させていただいたことの繰り返しとなりますけれども、航空安全、落下物を含めた安全性の確保といったところは大前提であるというふうに区としては考えてございますので、しっかりとその辺りは、安全の確保は国に対して求めてまいりたい。また、区民の方々からの声は、しっかりと国に届けてまいりたいというふうに考えてございます。

また、1月2日の事故等々、空港の状況についてでございますけれども、国からは、その事故を受けて、また、その後の検証の取りまとめの結果等を受けて、管制官等の増員、そういった措置が行われたといった報告は受けているところでございます。

いずれにしても、空港内での管制での航空安全、また、飛行中の安全を含めて、安全な運行は大前提であるというふうに考えているところでございます。

○のだて委員

今の空港の離発着便数の多さ、体制の弱さを含めて、増便には疑問がありますし、少なくとも今回、従来ルートで90便以上飛ばすことができるということが実態として示されたと思います。そうしたもとで、この羽田新ルートは必要ないと思っておりますので、この羽田新ルートは中止をすべきですし、区としても、やはり区民の暮らし、生活を守っていくためにも、反対を表明して国に撤回を求めていただきたいと思います。

○中塚委員

国に羽田新ルートに関する住民説明会を開催するよう求める請願ということですが、請願要旨に、今まで新ルートでしか実現できないと説明された82便以上の離発着が、従来の海上ルートで数多く実施、運用されている事実が判明しましたと書かれております。

そこで、新たな事実が明らかになったのだから、住民説明会を開くべきだと私は思います。品川区は国に開催を求めるべきと思いますが、いかがでしょうか。

もう1点、先ほども、また、一般質問でも議論がありましたけれども、この新たな事実について、区は国に説明を求めたということですが、品川区が国に説明を求めたというのは、誰の判断か。その詳細を伺いたいと思うのです。

つまり、区長名か、文書で求めたのか、また、その回答についても、文書で来たものなのか、区が国に求めたということですが、誰がどう判断して、どういう中身なのか、そこをもう少しご説明いただきたいと思います。

○高梨都市計画課長

最初に、説明会を求めるべきといったご質問についてでございますけれども、区といたしましては、羽田新飛行ルート、今回のことにかかわらず、様々な区民からの疑問や不安に対して、国に対しては、丁寧に説明するように、現在までも求めてまいりましたし、これからも求めていく考えでございます。

説明の形態について、資料でもご説明をさせていただきましたが、ホームページの周知やチラシ配布をやってございます。また、飛行前ではございますが、品川区内でも説明会の開催もございましたが、そういったところは、国の責任において適切に判断していただくものであるというふうに考えてございます。

今回、請願でもございますが、説明会開催を求めるといったような区民からの声につきましては、区といたしましては、しっかりと国に対して届けてまいりたいというふうに考えてございます。

2点目の飛行回数についての区の要求に対する国の説明はどのように行われたのかといったところでございますが、区からは、正式な公文書等でのやり取りではございません。担当課のほうで国土交通省の担当部局にメールにて問合せを行い、回答があったところでございます。

○中塚委員

まず、住民説明会を開催するよう、区として国に求めるべきと伺いましたが、今の答弁は、どういう形態をとるかは国が判断するものだ、という住民の声があることは国に届けるというご答弁だったと思います。つまり、やんわりと、品川区としては、住民説明会の開催を求めることと決して言わないのですよね。私、そこを聞いたのです。改めて、それは国が判断することでしょう。責任の所在は国にあります。それはそのとおりだと思います。改めて、品川区として、国に対して、この新たな事実に対しての住民説明会を開くべきだと要請すべきだと思いますが、いかがでしょうか。その考えがないのであれば、その理由も伺いたいと思います。

区が国に求めたことについて、メールだということが分かりました。もう少し、そのメールは、ご自身なのかというか、担当課長名で送ったものなのか。お送り先は大臣なのか、それとも所管なのか、誰が誰宛てに送って、メールで返事が来たということなので、向こうも誰宛てのメールが、分かりますか、誰宛ての区に来たのかという、そこをご説明ください。ぜひそのメールを見せていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○高梨都市計画課長

最初のご質問でございますけれども、区は、区民からの疑問や質問、ご不安の声等々をしっかりと国へ届け、国からの回答をまたお伝えするという立場であるというふうに考えてございます。繰り返になりますけれども、説明会の開催につきましては、そういった声があったところは国に対してしっかりと届けてまいりたいというふうに考えてございます。

メールにつきましては、私から国土交通省の担当課の室長に問合せをして回答を得たところでございます。

その内容の公表等につきましては、担当課でのやり取りでございますので、この場での公表は行う考えはございません。

○中塚委員

まず、品川区として、新たな事実についての住民説明会の開催を国に求めるべきと繰り返し指摘をいたしました。そうした声があることは届けるという答弁に改めてとどまりました。

結局は、区として開催を求める考えがないということは明らかだと思います。これではいけないと思います。品川区が問合せをするほどの新たな事実が明らかになったわけですから、それに対して国が住民に、少なくとも住民説明会を開いて対応するということが当然のことだと思います。なぜ品川区が住民説明会の開催を国に求めることができないのか、そうした声が届いているのではなくて、そうした声を受けて品川区は国に住民説明会の開催を求めるべきだと、3回目の質問になりますので、正直に教えてください。

それと、メールのやり取りを公表はできないということですが、なぜできないのか理由を伺います。

つまり、国に対して、区としてこういうふうに疑問を持っているから説明してくださいというメールの中身だと思います。国としてはこういうふうに考えていますという中身だと思います。それがなぜ公表できないのか、ぜひ公表していただきたいと思いますが、改めていかがでしょうか。

いずれにしてもメールで返事が来たということですが、その返事の中身については、本会議で、先ほども議論がありましたけれども、当初の説明よりも超えている回数があるのは、気象状況だったり、ただ、安定した運行のためには新ルートが必要だと、そうした趣旨の説明だったというのは先ほどもご説明がありましたけれども、この国土交通省の説明に、区は納得しているのか伺います。

○高梨都市計画課長

繰り返しの答弁となり恐縮ですが、区は、区民からの疑問や質問をしっかりと国に届けて、国からの回答をお伝えするといったような立場でございます。説明会を要望する声については、国にしっかりと届けてまいりたいというふうに考えてございます。

メールのやり取りにつきましては、内容について、この場でしっかりとご説明をさせていただいておりますので、公表する必要がないものと考えてございます。

最後に、国からの説明に納得しているのかといったようなところでございますけれども、こちらも最初のご質問の回答と重なる部分がございますけれども、区としてしっかりと説明を求めて国からの回答を得たところでございます。それを今日のこの場もそうですし、疑問のある区民の方々にしっかりとその国の回答を届けていくといったところが区としての役割、立場であるというふうに考えているところでございます。

また、さらなる疑問があるというようなことでございましたら、飛行回数等について、国によるさらなる説明を求めていくといったところで考えてございます。

○中塚委員

住民説明会ですけれども、そうした声があることを届けるのではなくて、品川区として国に開催を求めるよう強く要望しておきたいと思います。

やり取りのメールですけれども、この場で説明をしているから公表する必要がないというご説明でした。情報公開条例に、そのような理由で非公表とできる条文がありますか。よく言われるのが、未決定、決定前の情報だから公表できない。具体的に情報公開条例に非公表とできる事例が載っておりますけれども、委員会で説明したから公表しない、このような理屈が情報公開条例にありますか。あるのだったら教えていただきたいのですけれども、それはおかしいと思います。私が見たいと言っているわけですから、見せられないのだったら、その理由をきちんと条例の規定に基づいて説明すべきだと思いますが、改めてメールのやり取り、公表していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、いずれにしても区の間合せに対して国が説明した中身に納得しているのかと聞きましたが、先ほどの答弁は、国の回答を住民に届けることが区の役割だと。このような姿勢でよいのかと私は思います。少なくとも、住民に届けることはよいでしょう。丁寧に届けてください。そうではなくて、品川区自身が主体的に、ああ、なるほど国の説明に納得しているのか、いや、まだまだこの点は国の説明が足りないというふうに思っているのか。少なくともどう思っているのかは表明すべきだと思いますが、改めていかがでしょうか。

○高梨都市計画課長

最初に、メールのやり取りにつきましては、その内容についてこの場でご説明をさせていただきましたので、改めて見せるまでもないというか、そういったところでお答えをしたまででございまして、そのものが開示請求といった形でありましたら、申請をいただければ、手続きののっとり対応したいというふうに考えてございます。

次に、納得しているのかといったところにつきましては、繰り返しでございしますが、区は、区民からの疑問や質問をしっかりと国に届けて、国からの回答をお伝えするといったような立場でございまして、国によりさらなる詳細な説明が必要であれば求めていくという考えでございまして。

○塚本委員長

中塚委員、そろそろまとめていただいていたいいですか。

○中塚委員

はい。まず、メールについてですけれども、請求されたら検討します、それは請求されたら条例に基づいて検討しなくてはいけない条例ですから検討することになるわけですが、この場で説明したから見せられませんというのは、それは、これまでも説明するし、今後とも丁寧に説明していきますぐらいの姿勢であるべきだなというふうに、一言述べておきます。

また、国の説明に納得しているのかということも度々伺っても、国の回答を住民に届けることが区の立場だということですが、その立場を変えるべきだと思います。区としてどう考えているのか、具体的な判断を示すべきだと思います。

いずれにしても、国の説明は、従来ルートでも当初の説明よりも多く飛ばすことができるという新たな事実が明らかになったということなのですけれども、天気の良い日は従来ルートを使ってくれと、品川区民の上を飛ばなくても、天気の良い日や気象条件の良い日は従来ルートでできるということが区も問い合わせるほどの新たな事実なわけですから、だったら、従来ルートを使ってくださいと国に言うべきだと思うのです。なぜ天気の良い日まで、わざわざ住民の上を通るのか、私は本当に区民の暮らしを

踏みつけにするような計画だなと思うのですけれども、その点を伺いたいと思います。

まとめて伺いますけれども、いずれにしても、従来ルートで実はできたのだという新たな事実が明らかになったわけです。これは区としても初めて知ったことなのですか。私、この計画ができたときに、国土交通省の説明、品川区議会としてもこの場で聞きましたし、いろいろな場で国土交通省の説明を聞いてきましたけれども、つまり、離発着便を増やすためには新ルートが必要なのだと。要するに、簡単に言えば、現状の羽田空港のA滑走路、C滑走路、B滑走路、D滑走路の運用をそのままに離発着便を増やすには、新ルートが必要なのだという、簡単に言えばそういう説明だったと思うのです。と言いながら、実は従来ルートでもできたと。部分的であっても。当初の説明は何だったのだと私は思いますけれども、区はどう思うのか伺います。

○高梨都市計画課長

最初のご質問でございますけれども、国からは、天気のよい日は従来ルートで飛べたというような説明は受けているところではございません。新ルートでも、好天時ルート、悪天時ルートといった形でルートが示されているところでございます。

また、そういったところを伝えてほしいというご要望につきましては、国のほうへ届ける考えでございます。

2点目に、今回の飛行回数については、区としては初めて知ったのかどうかといったところでございますが、時間当たりの運行便数等は公表されてございませんので、今回、国土交通省から、今回の請願にある対象のデータを区として受領いたしまして、そこで知ったところでございます。

○中塚委員

これで最後にいたしますけれども、天気のよい日がオーケーだとは言っていないのだというご説明でした。では、何と言っているのかといたら、先ほどのメールのやり取りですよ。少なくとも、それ以上でもそれ以下でもない、そこに国土交通省はこう考えていますと書いてあるわけだから、やはりそのメールは公表すべきだと改めて要望したいと思います。

さらに、区としても、少なからず初めて知った事実があったわけですよ。当初言っていなかった事実があったわけですよ。だったら、請願に書かれているとおり、少なくとも国に対して、新たな事実を説明するための住民説明会を開催すべきだと、区として国に要望すべきだと重ねて述べておきたいと思います。

○のだて委員

最後に1点だけ、先ほど、区も新たに90便、時間当たりの運行実績を国に求めてもらったということでしたけれども、今回、私がいただいているのは、2月、3月分しかないというものなのです。今、11月ですから、それからもう何か月も運行されているということになります。ぜひほかの月の運航実績を国に求めていただきたいと思います。求めているのかどうかも含めて伺いたいのと、あと、それが国から出てきたら、ぜひ区民に公表していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○高梨都市計画課長

区としても、入手している運航実績については2月と3月分ということになってございます。ほかの月の運航実績については、現在のところ、求めているところではございません。

今、ご要望をいただきましたところにつきましても、国に対して、そういったご要望があるといったところについては、今後、届けてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○塚本委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和6年請願第14号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○澤田委員

先ほどの理事者の説明でありましたように、区として安全確保をしっかりと国に求めていくとともに、区民の疑問や質問の声を国に届け、また、説明を区民に届けていくということですので、引き続き、動向を見ていきたいというところで、継続でお願いいたします。

○つる委員

継続です。

先ほど、質疑していただいた委員のところも含めて、また、今回新たに出していただいた請願で、この間、様々な国からの情報提供が区民に対してもあったわけですが、様々な観点で、いろいろな形で実態というか、そうしたことの話を受けていらっしゃる方の中にはいるということもあろうかと思えます。そういったところでは、区もしっかりと国からの説明は、一定、定期的にあろうかと思えますし、そうしたことをきちんと国にも、先ほどもありましたけれども、区民の声はきちんと受け止めていただきながらお伝えいただき、そして、新たに検討会はしっかりと設定されて、あくまでも固定化を回避するという前提の上での検討会という認識はありますので、それは引き続きしっかりと検討状況を見ていきたいというところもありますので、こちらにいただいている第14号の請願については、継続でお願いしたいと思います。

○のだて委員

本日結論を出すということで、採択です。

従来の海上ルートで90便以上飛ばすことができるということが発覚し、そもそも住民の理解を得ないままに新ルートが実施されてきたわけですから、説明会を実施すべきですので、採択です。

○中塚委員

本日結論を出すということと、採択でお願いいたします。

一言、自民党から動向を見ていくということで継続だと、公明党からも検討会で検討を見ていきたいということで継続とご発言がありましたけれども、動向を見ていくも何も、新たな事実が判明したのだから、当然、住民説明会を開催すべきだと思います。検討会の動向を見るといっても、請願にも書いてあるように、4年半以上も開かれていない、次回も決まっていない、何を見るのかと思います。やはり区が国土交通省に問い合わせるほどの新たな事実なわけですから、住民説明会を開催すべきだと思いますので、採択でお願いいたします。

○横山委員

本日の議論では、区として意見を国に随時届けているということを確認させていただきました。引き続き、区民の皆さんのお心に寄り添いながら、国に対して意見を伝え続けるとともに、丁寧に説明、確認していく必要があると私は考えますので、継続でお願いします。

○塚本委員長

本日のところは、継続にするというご意見と、結論を出すというご意見に分かれましたので、まず、この件を挙手により採決いたします。

それでは、本請願を継続とすることに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○塚本委員長

賛成者多数につき、継続と決定いたしました。

それでは、本件は継続といたします。

続いて、令和5年陳情第20号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○澤田委員

継続でお願いいたします。

○つる委員

継続でお願いいたします。

先ほど来ありましたとおり、固定化回避検討会で検討中ということなので、継続でお願いします。

○のだて委員

本日結論を出すということで、採択です。

これは即刻、新ルート中止を求めるということですが、提出されたときも、3年間、区民に被害を与え続けてきたということで、そのときにも陳情が継続されたために、1年半もおいて、今、4年半も区民に被害を与え続けているという状況です。やはりこの羽田新ルートは直ちに中止すべきだということで、採択です。

○中塚委員

本日結論を出すということと、採択でお願いいたします。

継続、継続とおっしゃいますけれども、固定化回避検討会は、先ほども述べたように、次回の開催すら決まっていない、4年半も開催されていない、しかも、開催されたけれども、この会議の前提自体が、現状の滑走路の運航が前提で、手前にある品川区の上を必ず通るものだということが様々な議論で明らかになっております。その上で、継続、継続と、やはりこれではよくないと一言述べて、採択でお願いいたします。

○横山委員

継続でお願いします。

請願第14号と同様です。

○塚本委員長

それでは、本日のところは、継続にするというご意見と、結論を出すというご意見に分かれましたので、まず、この件を挙手により採決いたします。

それでは、本陳情を継続とすることに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○塚本委員長

賛成者多数につき、継続と決定いたしました。

続いて、令和5年陳情第29号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○澤田委員

継続でお願いいたします。

○つる委員

こちらも継続でお願いします。

○のだて委員

本日結論を出すということで、採択をお願いします。

新ルートによって住民の生活が脅かされていますし、中止をして従来の海上ルートに戻すべきですので、採択です。

○中塚委員

先ほども述べましたけれども、継続、継続と、なぜそこまで継続、継続と繰り返すのか、ぜひ意見があるなら聞いてみたいですね。結局、ただの先延ばしだと指摘をしておきたいと思います。

この件ですけれども、結論を出すということと、採択を主張したいと思います。

中身を一言、固定化回避検討会の構成メンバーの再編成を国土交通省に要求することとありますけれども、私は、正直言って、再編成したところで、前提が品川の上を飛ぶのが検討会ですから、私は出直してこいというふうに思っております。そのことだけ一言述べておきたいと思います。

○横山委員

継続でお願いします。

先ほどと同じです。

○塚本委員長

それでは、本日のところは、継続にするというご意見と、結論を出すというご意見に分かれましたので、まず、この件を挙手により採決いたします。

それでは、本陳情を継続とすることに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○塚本委員長

賛成多数につき、継続と決定いたしました。

続いて、令和5年陳情第34号の取扱いについて、ご意見を伺いたしたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○澤田委員

継続でお願いいたします。

○つる委員

継続でお願いいたします。

理由については、検討会での議論が続いているということで、先ほどの理由と同じです。

○のだて委員

本日結論を出すということで、採択です。

住民の願いは、この羽田新ルートを撤回してほしいということですし、その中で、この固定化回避検

討会が、品川の上を飛ばないという検討をしているものではないということが本日も明らかになったと思います。実際、直線距離で9km必要だということになれば、品川の上を飛ばすということで、区としても、それは品川の上を飛ばないようにとは求めていないという説明だったと思います。4年半もたっているという中で、この羽田新ルート、撤回をすべきだということがますます高まっていると思いますので、国に求めるべきだということで、採択です。

○中塚委員

本日結論を出すということと、採択でお願いいたします。

継続というご主張をされますけれども、本当にこれで建設委員会の役割が果たしているのかと、そこは一言述べておきたいと思います。

固定化回避検討会は、結局、品川の上を飛ばすのだということは繰り返し明らかになっております。住民からは、計画の中止を求める声が引き続き高まっております。品川区が行ったアンケートでも、騒音への被害や電波障害への被害も多く寄せられ、その事実は議員もご存じだと思います。ならば、採択して、国に対して撤回を求めるということが品川区議会の役割だと思いますので、採択でお願いいたします。

○横山委員

継続でお願いします。

先ほどと同じです。

○塚本委員長

それでは、本日のところは、継続にするというご意見と、結論を出すというご意見に分かれましたので、まず、この件を挙手により採決いたします。

それでは、本陳情を継続とすることに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○塚本委員長

賛成者多数につき、継続と決定いたしました。

最後に、令和5年陳情第43号の取扱いについて、ご意見を伺いたしたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○澤田委員

継続でお願いいたします。

○つる委員

継続でお願いします。

固定化回避検討会での議論が継続中ということですので、しっかりそれを見ていきたいと思います。

○のだて委員

本日結論を出すということで、採択です。

2年以上、固定化回避検討会が開催されていないということで、やはりこうした中で、区民への説明が必要だというふうに思いますので、採択です。

○中塚委員

本日結論を出すということと、採択でお願いいたします。

この陳情は、固定化回避の検討状況を区民に説明するよう国土交通省に求める陳情なのです。つまり、固定化回避検討会が今開かれている。決して解散したわけではない。今、存在している検討の中身を説明するよう求める陳情なわけです。議論が継続中だから、なぜ、住民説明会を開くのは当然のことだと思います。しかも、当初やると言っ、なかなか第6回目ができていないのが実態なわけですから、少なくとも時間が長引いている理由とか、現状とか、それを説明するのは実施者としての最低限の責任だと思います。教室型説明会を開くべきだと思いますので、採択でお願いいたします。

○横山委員

継続でお願いします。

先ほどと同じです。

○塚本委員長

それでは、本日のところは、継続にするというご意見と、結論を出すというご意見に分かれましたので、まず、この件を挙手により採決いたします。

それでは、本陳情を継続とすることに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○塚本委員長

賛成者多数につき、継続と決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

(6) 令和6年陳情第51号 目黒川で発生した気泡の調査結果の公表と住民説明会を求める陳情

3 報告事項

(1) リニア中央新幹線の工事に係る説明会の開催について

○塚本委員長

次に、(6) 令和6年陳情第51号、目黒側で発生した気泡の調査結果の公表と住民説明会を求める陳情を議題とし、審査を行います。予定表3、報告事項(1) リニア中央新幹線の工事に係る説明会の開催についてと関連する内容のため、一括して議題に供します。

進め方としましては、本陳情および報告事項について、一括して説明、質疑を行い、その後、陳情につきましては、この取扱いについて各党派のご意見を確認したいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、本陳情は、初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

[書記朗読]

○塚本委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者より一括してご説明願います。

○大石まちづくり立体化担当課長

私からは、令和6年陳情第51号、目黒川で発生した気泡の調査結果の公表と住民説明会を求める陳情についての説明およびリニア中央新幹線の工事に係る説明会の開催についてをご報告いたします。

初めに、陳情についてでございます。

資料は、A4判資料、表題に「目黒川における気泡の経緯および区民に対するJR東海の実施について」と記載されている資料をご覧ください。

1、目黒川における気泡の経緯でございます。

令和6年8月5日に、JR東海より、8月2日に目黒川の三獄橋下流付近において、水面に気泡が発生していることを確認したと連絡がございました。

この事象を受けまして、JR東海は、8月23日より気泡が発生している三獄橋付近および上流側に位置いたします森永橋付近の2地点で水質調査を開始しました。その後、9月30日に、JR東海より、水質調査の結果について口頭にて聞いており、2地点とも環境基準値内であることが確認されております。10月9日からは、JR東海により、発生している気泡成分の調査が開始され、11月11日に調査の結果、大気に対して微量の気泡自体の酸素濃度は4%程度、気泡発生箇所の水面付近の酸素濃度は21%程度であったとJR東海より口頭にて聞いております。

次に、2、区内で実施した工事説明会等の開催状況でございます。

資料には、令和3年6月以降に実施したもののみ記載しておりますが、JR東海は、平成26年から進捗状況に応じて説明会を開催してきております。令和3年8月および9月に調査掘進等に関する説明会を開催し、同年10月から施工管理の強化策を試行するとともに、周辺への影響と対策の有効性を確認することを目的といたしました調査掘進を開始しました。令和6年11月4日に調査掘進を完了し、区内では、12月17日に調査掘進での確認結果に関する説明会を開催する予定でございます。こうした中、JR東海は、区民に対し、資料の表、右側の欄に記載してある方法により、適時情報を発信し、周知を図っているところでございます。

次に、3、現在の取組みでございます。

現在、JR東海は、ホームページにシールド機の位置や工事進捗状況等を公表してございます。

また、必要の都度、沿線住民の皆様に対し、書面によるお知らせを配布するなど、情報発信を図っているところでございます。

最後に、4、今後の取組みでございます。

本掘進開始後は、掘進時期に合わせて、順次、オープンハウス型による説明を行うなど、情報発信を行っていくとしています。

また、掘進時期に合わせて、順次、周辺にお住まいの方にお知らせチラシを配布することとしています。

区といたしましては、引き続きJR東海に対し、必要な安全対策を確実にを行い、区民の不安払拭に向けて丁寧に取り組むよう求めてまいります。

陳情に関する説明は以上でございます。

引き続き、リニア中央新幹線の工事に係る説明会の開催についてご報告いたします。

A4判資料をご覧ください。

1、目的でございます。

本説明会は、11月4日に終了した調査掘進での確認結果を、計画路線周辺にお住まいの方々に対し、JR東海が説明するために開催するものでございます。

次に、2、区内での説明会の概要でございます。

日時は、12月17日火曜日、18時15分から、きゅりあん大ホールで開催する予定となっております。

人数といたしましては、先着1,000名となっております、事前予約は不要とのことです。

周知としては、JR東海により計画路線周辺にお住まいの方へのポスティングおよびホームページの

掲載を実施する予定でございます。また、区といたしましては、広報しながわにて掲載を予定してございます。

次に、3、説明会の内容でございます。

調査掘進における安全対策や周辺環境への影響の確認結果のほか、今後予定しております本格的な掘進での取組などについて説明が行われる予定となっております。

最後に、4、参考といたしまして、大田区、世田谷区での開催概要について、記載のとおりとなっております。

○塚本委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がございましたら、ご発言願います。

○のだて委員

まず、資料について伺いたいのですけれども、今回、説明会が12月17日に行われるということで、広報しながわで掲載するのはいつになるのか、JR東海のホームページにはもう公開されているのかどうかということと、あと、もう1つの資料のほうで、今後の取組みに、本格掘進開始後はトンネル掘進時期に合わせて、順次、オープンハウス型での説明を実施するということですが、時期に合わせてというのは、どういう時点でやるということなのか、住宅街の上に来たところを対象にやっていくということなのか伺いたいのと、本格掘進はいつ頃再開されるということで説明を受けているのか伺いたいと思います。

○大石まちづくり立体化担当課長

質問を何点かいただいております。順次お答えさせていただきます。

まず、広報しながわでの周知でございますが、こちらは12月1日号を予定してございます。

また、JR東海ホームページの掲載でございますが、JR東海からは、11月25日、本日中に掲載すると聞いているところでございます。

また、今後の取組、オープンハウスの説明時期に合わせてというところでございますが、JR東海からは、詳細についてはご報告を受けていないところでございますが、以前のオープンハウスを見ますと、何か所かに分けて順次行ってっておりますので、同様に行うものと考えていますが、詳細については把握していないところでございます。

また、本格的な掘進はいつからかというところでございますが、現在、調査掘進を終えまして、本格的な掘進に向けて段取り替えを行っているというところで、本格的な掘進の発進時期については、現在のところ、品川区としても把握していないところでございます。

○のだて委員

ご説明ありがとうございます。

それで、今回、目黒川での気泡が発生したというところが一番大きな問題だと思います。その事実もJR東海は公表していないと思います。なぜ公表していないのか、区が説明を受けているところがあれば伺いたいと思います。実際、水質調査、また、気泡の成分調査を行ったという結果も公表されていないと思いますが、なぜなのか伺います。

○北原河川下水道課長

目黒川の気泡の事実をJR東海が公表していないというところについてでございますけれども、気泡

の成分調査等についてはJ R東海が実施したものでございまして、区としては、先ほど説明がありましたように、口頭にて聞き取っているところでございます。

区としては、J R東海に対して、1 2月に開催を予定している説明会において、今回の事象に関する説明を行うよう求めておりまして、J R東海からは説明会にて説明することを検討しているという形で聞いてございます。

○のだて委員

事実については、そこで説明するということですが、もう既に起こっていることは、8月から起こっているわけですので、ホームページなどでも公表すべきだというふうに思いますけれども、そういったことを区は求めているのか、J R東海の意向はどうなっているのか伺いたと思います。

実際、調査を行った結果が出ているわけですので、区民にもしっかり説明すべきだというふうに思います。

特に、今回、気泡の成分調査を行ったところでは、酸素濃度が4%程度だということで、これ、人が吸い込めば数分で意識を失うというような危険なものになります。それを公表しないということは重大な問題ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○北原河川下水道課長

J R東海としてホームページ等で公表すべきではないかという件についてですが、今回、シールドの調査掘進の完了を受けまして、区といたしましては、今月改めてJ R東海に対して、シールド工事における安全安心の確保や、情報の適時適切な発信等を求めた要請書をJ R東海に発出しているところでございます。そういった形でシールド工事における情報発信を適時適切に行っていくよう求めているところでございます。

○のだて委員

情報発信するようには求めているということですが、実際、まだ公表されていないと思いますので、それは強く求めていただきたいと思います。

本来、酸欠空気が出た場合は、すぐに人が立ち入らないように囲いなどをしなければいけないというものだと思います。たまたま今、目黒川で起きているので、立ち入りができないということなので何もされておられませんけれども、そうした危険なものですので、目黒川で水があったから、ここに出ているということが分かっていますけれども、実際、どこで出ているか分からないというふうに思います。町田市でも、家の庭先で気泡が出ていた。水も一緒に噴出していたということが明らかになっています。そう考えると、品川区内でも普通の地面のところから出てきているということがあるのではないかとこのように思います。

そうした中で、さらに、仮に地下室とかがあって、そこに酸欠空気がたまることになれば、人命の危険にもなるということにもなりますので、これは嚴重にJ R東海に求めていただきたいと思います。

実際、外環道とかの工事では周辺の地下水の調査等をやっておりますので、このリニア新幹線でも、そうしたことは徹底していただくようにしていただきたいと思います。

今回、この気泡が発生した原因究明を、どのようにJ R東海が行っているのか伺います。

この気泡とリニア中央新幹線の因果関係についても、今回、陳情で公表するよというように求めておられますけれども、区として求めているのかどうかを含めて伺いたと思います。

○大石まちづくり立体化担当課長

質問の1点目でございますが、仮に地下室で漏出した場合ということで、リニア中央新幹線工事にも

そういった対応を求めろということですが、まず、今回の気泡につきましては、ＪＲ東海からは、このシールド工事に起因するかは不明であるが、発生している泡は大気に対して微量であるとＪＲ東海から聞いているところでございます。

仮に、泡が地下室などで発生した場合、人命に関わるかどうかというのは、当然、発生箇所の空間規模、換気状況など周辺状況によるため、状況に応じた適切な対応が必要と考えてございます。

次に、気泡の原因究明はどのようにして行っているのかというところでございますが、因果関係と併せて、今回、区といたしましては、ＪＲ東海に、１２月１７日で説明会を開催する予定となっておりますので、そちらでの説明会でしっかりと今回の事象について説明するよう求めておまして、ＪＲ東海からも、説明会にて説明することを検討していると聞いているところでございます。

○のだて委員

酸欠空気について、状況に応じて対応することが必要だと言っておりますけれども、実際どこでそれが起こったかということが、恐らく人が倒れないと分からないと思います。それでは遅いということで、しっかりそこは対応できるようにしていただきたいと思います。

それと、今のご説明ですと、因果関係については、リニア中央新幹線工事との因果関係が不明だということですが、ここについては説明会で説明するようには求めているのかどうか伺いたいと思います。

○大石まちづくり立体化担当課長

繰り返しになりますが、区といたしましては、１２月に開催を予定している説明会におきまして、今回の事象に関する説明を行うよう求めているところでございます。

○のだて委員

今度の説明会で求める内容として、調査結果、水質調査、気泡成分調査の結果の公表と、気泡発生の原因、なぜ起きているのかということ、そして因果関係について、ぜひ説明会で説明するよう求めているということですが、まだ検討中ということなので、しっかり実施されるように求めていただきたいと思います。

それで、今回、品川区での調査掘進は、１１月４日でしたか、完了したということですが、この気泡が発生したのは８月２日に確認されているということで、なぜその気泡が発生したのか確認したにもかかわらず、掘進が継続されたのかというところを伺いたいと思います。

実際、先ほども紹介しました町田市では、この因果関係を調べるためにトンネル工事が停止されたということです。なぜ品川区では停止されないのか伺いたいと思います。

１つは、区の姿勢も問われてくるのかなというふうに思います。やはりしっかりと住民を守るためには、因果関係を調査していくことが必要だという姿勢で臨んでいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○大石まちづくり立体化担当課長

１つ目のご質問でございますが、８月２日に気泡が発生して以降、シールド掘進を続けた理由でございますが、ＪＲ東海からは、周辺への影響や工事の状況等を踏まえ、総合的に判断したものと聞いているところでございます。

また、あと、区としての対応でございますが、リニア中央新幹線は、ＪＲ東海が国土交通大臣から認可を受けまして、ＪＲ東海の責任のもとに実施されている事業でございます。

区といたしましては、気泡や水質に異常が認められないこと、河川施設をはじめ周辺に影響が出てい

ないことから、今回、しっかりと12月17日の説明会にて説明するよう求めているものでございます。

J R東海に対しましては、引き続き区民からの問合せがあった際は、丁寧に対応するよう求めているところでございます。

○のだて委員

J R東海は総合的に判断をしたということですがけれども、町田市では停止をしたと。しかも、これ、因果関係は分からないけれども、それを調べるために停止されたということですので、品川区でもぜひ、この因果関係が分かるまでは停止することを区としても求めていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○大石まちづくり立体化担当課長

因果関係が分かるまで区として中止を求めないのかというところでございますが、繰り返しになりますけれども、リニア中央新幹線の工事は、J R東海が国から認可を受けて実施されている事業でございます。区といたしましても、気泡や水質に異常がないことなどを総合的に判断いたしまして、中止は求めていないところでございます。

また、リニア中央新幹線の工事といたしましても、周辺への影響や工事の状況等を踏まえて総合的に判断したものと判断してございますので、引き続き、区といたしましては、J R東海の状況を注視してまいりたいと考えております。

○のだて委員

このリニア中央新幹線の工事自体は国が認可したものであるということですが、それによって区民に被害が及ぶということはあるとは思いません。やはり区民の暮らし、命を守ることが自治体の責務だと思いますので、今そうしたことが脅かされようとしているということだと思っておりますので、実際、因果関係はまだ分からないということですが、分からないということは、因果関係がないとも言えないということですから、分かるまでは停止をするように求めていただきたいと思っております。

それと、このリニア新幹線というものが、地上に影響が出ないということでトンネル工事を進めているですよということになっているわけですね。にもかかわらず、まだ因果関係は分からないという話ですが、実際、トンネル直上で泡がぶくぶくと大量に発生しているという状況ですので、私は、因果関係があると疑わざるを得ないというふうに思います。

そうした中で、実際、町田市ですとか、ほかにも岐阜県では水枯れが起こったりということで、地上の影響が出ているという状況になっています。こうしたトンネル工事はやめるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

実際、区内を通る中で、学校ですとか、保育園など区の施設の上も通ります。そうしたところで影響などがあると区は考えていないのか伺いたしたいと思います。

○塚本委員長

のだて委員、陳情内容は、住民説明会を求める陳情なので、工事そのものが是なのか非なのかとか、そういう質問はそろそろまとめていただきたいと思っております。

では、理事者の方、ご答弁をお願いします。

○大石まちづくり立体化担当課長

リニア中央新幹線に関わります工事の中止等でございますが、繰り返しになりますけれども、こちらの事業はJ R東海が国の認可を受けてJ R東海の責任のもと実施しているものでございます。

区といたしましては、先ほど申しましたが、J R東海に対しまして、改めて今月、11月でございます

すが、シールド工事における情報の適時適切な情報発信と安全安心の確保、このような点につきまして要請書を出しているところでございます。

また、学校への影響等につきましては、こちらも繰り返しになりますけれども、J R 東海が適切に対応すべきものだと考えております。

○のだて委員

区の施設についての影響があるかどうかというところでお聞きしたので、そのことについてご答弁いただければと思うのですけれども、やはり今、気泡が発生して、実際、同じトンネル工事の調布市でも、気泡が発生した後に、陥没事故、空洞事故が起こったということで、この陳情にも書いてありますけれども、その可能性を否定できないと思います。実際、可能性がないと考えているのか伺いたいと思います。

○大石まちづくり立体化担当課長

学校への影響があるかどうかというところでございますが、J R 東海は、掘進に伴いまして家屋調査等々をやっております。そちらで影響範囲を定めてございます。その中で学校等がある場合には、しっかりと個別に調査等を、向こうの要望に応じまして調査等を行っているものでございますので、そちらのほうでJ R 東海が適切に対応しているものと考えてございます。

また、調布市の陥没の前に世田谷の野川で気泡が発生したところの因果関係でございますけれども、2020年10月に外環道で起きた空洞陥没事故の原因といたしましては、特殊な地盤での施工に課題があったとされてございます。J R 東海からは、リニア中央新幹線には、外郭環状道路の工事において発生した空洞陥没事故の発生原因とされております特殊な地盤はないと考えていると聞いております。また、施工管理につきましても、より一層強化すると伺っているところでございます。

区といたしましては、必要な安全対策を確実にやり、丁寧な取組を引き続きJ R 東海に求めてまいります。

○のだて委員

陥没事故については施工に課題があったということで、実際、リニア中央新幹線のトンネル工事も、何度もトンネル工事が止まっているわけです。同様に施工管理に課題があるのではないかと思います。

そうした中で、これから本掘進が始まれば、住宅街に出ていくということで、様々地上への影響が懸念されます。当然、区有施設への影響も懸念されるということで、やはりそうした区民の暮らしを守るために、区としても、一旦停止を求める、そのためにも説明会をぜひ実施していただきたいと思っております。

○中塚委員

目黒川で発生した気泡の調査結果の公表と住民説明会を求める陳情ということですが、いずれにしても住民の皆さんが不安に思うということは当然だと思います。今のやり取りの中で、12月の説明会に関わったのことでしょうか。要請書を出したという説明がありました。いつ出したのか、改めて、どういう中身なのか、ぜひ見せてほしいと思うのですけれども、いかがでしょうかということが1つです。

それともう1つ、陳情に、区も気泡に気づいていたということでしたとありました。伺いたいのは、品川区として気づいたのはいつなのか、気づいて、どのような行動をとったのかということをお伺いしたいと思います。

資料によると、8月2日にJ R 東海が確認をしたことが、8月5日の日にちも書いてあるので、では、

区としてJR東海から連絡があったのが8月5日なのかなということも何となく感じるのですけれども、区として連絡を受けたのはいつなのか、連絡を受けて気づいて何をしたのか伺いたいと思います。

○大石まちづくり立体化担当課長

私からは、要請書についてお答えさせていただきます。

まず、要請書の発出日でございますが、こちらは令和6年11月11日に発出してございます。

内容といたしましては、先ほども申し上げましたが、シールド工事の調査掘進が完了し、今後、本格的な掘進に向けた準備を進めている段階で、一区切りというところで、改めて安心安全の確保と工事に関する情報の適時適切な発信を要請したところでございます。

あと、見せてほしいというお話もございましたが、こちらは、現在、品川区のホームページに公開してございますので、そちらをご参照いただければと思います。

○北原河川下水道課長

気泡について、区としていつ気づいたのかというご質問ですけれども、JR東海より、8月5日に気泡が発生していることを確認したという連絡がございました。それを受けて、区としても現地に行って確認をしたところでございまして、それが何日だったかというのは記憶にないところですが、速やかに確認を行ったという形になります。

その後、品川区としては、現状把握に努めておりまして、現地確認を行っているほか、JR東海が実施している調査について聞き取り等を行っているところでございます。

○中塚委員

まず、要請書ですけれども、ホームページに出ているということなので、あとで私も確認させていただきたいと思うのですけれども、質疑中なので、手元では見られないので質疑は続けますけれども、中身の説明で、シールド工法が一区切りして、安心安全のためにということですが、要請書自体は、今回の陳情にもある気泡の発生だったり、その後の調査だったり、そのことは全く触れていないということなのか。ただ単に工事も一段落したから説明したらということなのか、気泡との関係で要望書に何と書いてあるのか、それとも、書かれていないのか、そこを確認させてください。いずれにしても公表されていることなので、あとで私もよく見たいと思います。

それと、いつ気づいたのか、何をしたのかということですが、8月5日にJR東海から連絡を受けて、直ちに現地を確認したということですが、区が気泡を確認したときに、そのときの現場の職員の判断ではないでしょう、現場の職員が確認して、それが区内でどのような議論があったかはあれですが、何か議論があった中で、これは直ちに工事の中止を求める案件ではないというふうに判断したのか。今日まで、少なからずこの気泡が原因となった大規模な陥没とか、大規模な死亡事例とかは起きていないということなので、結果として起きていないと。ただ、あした以降どうなるのか、まだ全然分からないわけです。私も説明を聞いても分かりませんし、8月5日にJR東海から連絡があって区が確認したときに、シールド工法の工事ですが、なぜ工事の中止を求めなかったのか。求めるに至る根拠を、区としては何を根拠にそう判断したのか、そこを伺いたいと思います。

あとでも伺いますけれども、この気泡の分析調査とか、いろいろを思うと、大規模な事故や死亡事故につながりかねないという危機感すら私は感じるのですけれども、少なくとも区としては、初めて知ったときに、第一報が入ったときに、工事の中止をなぜ求めなかったのか伺いたいと思います。

○大石まちづくり立体化担当課長

質問の1点目の要請書の気泡との関連性でございますが、こちらは、先ほども申したとおり、調査掘

進が1つ完了したというところで、これから本格的な掘進に入っていく段階で、改めて、安全な施工の実施と適時適切な情報発信を求めたところでございまして、気泡に関しまして、特段記載しているものではないです。

○北原河川下水道課長

先ほどからも答弁もありましたけれども、まず、リニア中央新幹線工事はJR東海が国土交通大臣から認可を受けてJR東海の責任のもとで実施されている事業でございます。

区としては、JR東海に聞き取りを行っております、河川施設への影響は聞いておりませんが、中止についても求めていないものでございます。

○中塚委員

まず、要請書ですけれども、つまり、気泡のことは関係ないということが分かりました。陳情にあるように、気泡の成分の結果やリニア中央新幹線との因果関係、住民説明会を開いてほしいという内容ですけれども、区として、国にこれらを求めるべきだと思いますが、改めて伺います。

それと、区が気づいてのその後の対応ということで、JR東海が主体だから工事の中止を求める立場にないということですが、事故が起きた際の被害は住民なわけですよね、紛れもない事実として。今はまだ大規模な陥没とか死亡事故は起きていないということに取りあえず一旦しましょう。でも、あした以降はまだ分からないわけですが、区として、JR東海の連絡を受けて現地を確認したときに、これは大規模な事故や、また死亡事故にはつながらないと、なぜそう思えたのか、そこを聞いているのです。何を根拠に危険はないと、安全だと思えたのか、改めてそこを伺いたいと思います。

それと関わって、11月11日に気泡の成分について、酸素濃度4%程度というものが委員会の資料にありますけれども、先ほどのので委員の説明だと、数分で死亡する濃度だという発言がありましたけれども、区としては、酸素濃度4%程度というのは、人間に対してどういう影響を与えるものだというふうに認識をしているのか併せて伺いたいと思います。

○北原河川下水道課長

今回、目黒川で気泡が発生したというところでして、繰り返しになりますが、区としては、情報収集に努めてきたところでして、水質や護岸に対する影響等がないことを確認してございます。その結果を踏まえて判断をしてございます。

酸素濃度4%ということについてでございますが、こちらは、気泡発生は微量というふうに聞いておりました、気泡発生箇所の水面付近の酸素濃度は21%という形で、21%は大気の成分と同程度という認識をしてございます。

○中塚委員

JR東海からの連絡を受けて、区として水質を見たり、護岸を見たりして、その結果を判断したというご説明がありましたけれども、つまり、区の認識としては、水質や護岸の様子を見て大規模な事故にはつながらないと判断したということなのか、ここを確認させてください。

もう1つ、酸素濃度4%のことですけれども、私が伺ったのは、酸素濃度4%とは、人体に対してどういう影響をもたらすものだと区は考えているのかと伺いましたので、その点についても、21%を聞いていません。4%のほうを聞いていますので、区の認識を伺いたいと思います。

併せて、先ほどの、いずれにしても今回の事象がリニア中央新幹線工事と関係するものなのかと、関係したら不安だということが、陳情者といいますか、住民の当然な不安だと思うのですが、先ほどの質疑の中で、シールド工法に起因するかは不明だとJR東海から説明を受けているとご説明があり

ました。つまり、関係しているとも、関係していないとも、いずれもＪＲ東海は、いるともいないとも言っていないという理解でよろしいのでしょうか、伺います。

○北原河川下水道課長

繰り返しになりますけれども、ＪＲ東海からは、護岸に対する影響は出ていないという形で説明を口頭で受けたものでございまして、それをもって、あの地点において影響はないという判断をしたところでございます。

４％という数字についてですけれども、４％という数字だけとりますと、それは酸素濃度としては低い値となることは確かでございますが、繰り返しになりますけれども、周辺においては、大気に対して微量の気泡が発生したということで、周辺の酸素濃度は２１％という形になってございます。

ＪＲ東海が今回の件に対して因果関係があるかないかというご質問についてですけれども、ＪＲ東海からは、明確な関係性は見られないが、念のため、今後も注視していくというふうに聞いているところでございます。

○中塚委員

まず、気泡というか、今後の危険性、安全性についてですけれども、ＪＲ東海から護岸に影響がないとの説明を受けているから区としても影響はないと判断したということですね。あまりそのようなＪＲ東海の説明を鵜呑みにしないほうがよいと思いますよ。区として何か主体的に調査をしたわけではなく、相手の報告だけで、今後、死亡事故や大規模な事故に今回の事象はつながらないのだと判断するのは、それは危険だと思います。事故につながったら、被害に遭うのは住民なわけですよ。区として、ＪＲ東海が安全だと言っているから安全なのですと、そういう姿勢では、私は住民の命、暮らしを守れないと思うのですが、その点、伺いたいと思います。

酸素濃度についてですが、低いということまでは認めました。私が伺っているのは、人体にどれほどの悪影響が出るものなのかということをお伺いしたので、言いづらくかもしれませんが、認識があるのだったら、きちんと教えてください。

いずれにしてもシールド工法との関係ですけれども、ＪＲ東海は明確な関係性は見られないが、注視していきたいというコメントだと、今、説明がありました。つまり、明確にリニア中央新幹線とは関係ないとは断言していないということなのです。そこは分かりますよね。ＪＲ東海自身も、明確な因果関係は見られないが注視していきたいと言っているわけですから、私らの工事と関係ありませんという態度ではないということなのです。安全ですと判断してしまうと、そういう自治体の姿勢でよいのかと思いますけれども、いかがでしょうか。

いずれにしても、住民が求めている成分評価、リニア中央新幹線との因果関係、現状、分かっている範囲を丁寧に住民に説明すべきだと、それはそのとおりだと思います。それぞれ質問はいかがでしょうか。

○塚本委員長

酸素濃度については、人体への影響、ここの所管でそこまで正確なことが言えるのか、あまり不正確なことで答弁されてもということもあるので、できる範囲でよいかと思います。

○北原河川下水道課長

酸素濃度について影響ということですが、４％という数値は、呼吸停止、死亡等の症状になってしまう可能性がある数値として認識をしているところでございます。

続いて、住民への説明というところですが、先ほどからも申し上げているとおり、ＪＲ東海に対して

は、12月に開催を予定している説明会において、今回の事象に関する説明を行うよう求めておりました。JR東海としては、調査掘進での確認結果に関する説明会にて説明することを検討していると聞いていたところをごさいます。また、先ほどもご説明しましたように、情報の適時適切な発信等を求めた要望書を、今月、区より改めて発信しているところをごさいます。区としては、適切に情報発信がなされるよう求めてきているものをごさいます。

○中塚委員

酸素濃度4%は、呼吸停止、死亡につながるということでした。とんでもないことだと私は思います。ただ、品川区は、JR東海が護岸への影響がないから大丈夫だという話を信じて工事の中止を求めているわけですね。これ、私、とんでもないことだと思うのですけれども、少なからず呼吸停止や死亡につながるものが目黒川からぷくぷくと浮いている。先ほど質疑があったけれども、そこが川だから気体が出ていることが目視で確認できるわけであって、川でないところからは、土からじわじわということになるのでしょうか。そういう事態が起きているのに、なぜ区はJR東海の説明で安全だと、事故はないと断言できるのか。そこは改めて最後に伺いたいと思います。

もう1つ、また要請書のことをおっしゃいましたけれども、その要請書は、さっきの話だと、気泡のことは関係ないのですよね。それとも新たな要請書のことなのか。単純に分からなかったもので、そこはそこでご説明ください。

○北原河川下水道課長

私どもとして、事故が絶対に起きないと断言しているものではございませんので、そこはそういうふうに説明をさせていただきたいと思います。

我々としては、要請書を出すなど、安全に施工していただけるように求めているところをごさいますので、区としても、引き続き情報収集に努めるとともに、適切に対応していきたいと考えてごさいます。

要請書につきましてですが、こちらについては、気泡のみを念頭に置いたものではございませんが、適宜適切な情報の発信を求めてごさいますので、その中で安全安心が確保されるように、適時適切な説明をしていただきたいと思いますと考えてごさいます。

○中塚委員

最後に一言、今回の気泡をめぐって、最終的には、品川区自身も事故はないと断言はしていないとおっしゃるわけですね。品川区も、今回の事象を見て、これでよいということは言い切れないと今おっしゃったわけですよ。だったら、工事の中止を求めることが一番必要なことだと思います。陳情にあるように、区民の不安は当然です。ぜひ丁寧な教室型の住民説明会を開くべきだと改めて述べておきたいと思います。

○塚本委員長

ご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和6年陳情第51号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○澤田委員

本日結論を出すで、不採択でお願いします。

理由としましては、区としてJR東海のほうに、丁寧な説明ですとか情報発信を随時行っていくよう

にということをしつかりと求めているので、引き続き、皆さんの不安を除けるように、しっかりと説明をしていただけるよう求めていただければと思います。

○つる委員

本日結論を出すで、不採択でお願いいたします。

理由としては、併せて報告された12月17日のJR東海としての説明会があります。陳情項目にある内容をしっかりとこの場でも説明がなされるということも含めて、この陳情については不採択でお願いいたします。

○のだて委員

本日結論を出すということで、採択です。

区民の暮らし、安全を守るために、JR東海が行った調査の結果を公表し、リニア中央新幹線工事との因果関係を示すべきですし、区としても求めるべきです。そのことについて区民に説明すべきだと考えますので、採択です。

○中塚委員

本日結論を出すということと、採択でお願いいたします。

陳情書に書かれているとおり、気泡の成分調査の結果の公表、リニア中央新幹線工事との因果関係、これらを丁寧に説明するための教室型説明会の開催は当然必要だと思いますので、採択を主張したいと思います。

また、先ほどの質疑で、区がJR東海に出した11月11日の要望書には、気泡のことは直接関係ないという答弁がありました。区としても、JR東海に対して、今回の気泡をめぐる事例に対して、成分調査だったり、リニア中央新幹線との因果関係だったりを明らかにするよう、区としてJR東海にも求めるべきだと主張したいと思います。

○横山委員

本日結論を出すで、不採択でお願いします。

先ほど既に説明会の開催が予定されているとのご報告がありました。区民のお気持ちに寄り添った丁寧な説明を行っていただけるよう、区としてもJR東海の対応を注視しながら引き続き進捗状況の確認をお願いいたします。

○塚本委員長

それでは、本陳情については、結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○塚本委員長

先ほど、それぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情については、挙手により採決を行います。

それでは、令和6年陳情第51号、目黒川で発生した気泡の調査結果の公表と住民説明会を求める陳情について、お諮りいたします。

本件を採択とすることに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○塚本委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時34分休憩

○午後1時35分再開

○塚本委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

-
- (7) 令和6年陳情第52号 再開発準備組合の「従前評価・補償」の決定権有無を問う陳情
(8) 令和6年陳情第53号 森澤恭子品川区長に「住み続けられるまちづくりをめざす品川区民の会」
との直接の面談を求める陳情

○塚本委員長

次に、(7) 令和6年陳情第52号、再開発準備組合の「従前評価・補償」の決定権有無を問う陳情および(8) 令和6年陳情第53号、森澤恭子品川区長に「住み続けられるまちづくりをめざす品川区民の会」との直接面談を求める陳情の2件について、当該2件は、小山三丁目再開発に関連する内容のため、一括して議題に供します。

進め方としまして、先ほどと同様に、陳情2件について一括して説明、質疑を行い、その後、その取扱いについて、1件ずつ各会派のご意見を確認します。

それでは、本陳情は初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

[書記朗読]

○塚本委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者より一括してご説明願います。

○中道都市開発課長

令和6年陳情第52号、53号の関係資料にてご説明いたします。

武蔵小山駅周辺における再開発の動きについてでございます。

武蔵小山駅周辺では、武蔵小山パルム駅前地区第一種市街地再開発事業および武蔵小山駅前通り地区第一種市街地再開発事業が行われてきました。また、小山三丁目第1地区、第2地区では、都市計画が告示され、現在、市街地再開発準備組合によって市街地再開発組合の設立に向けた検討等を行っているような状況でございます。これにつきましては、以前、ご報告した状況からの同様な状況でございます。

地区の状況でございますが、武蔵小山パルム駅前地区につきましては、令和6年5月、市街地再開発組合を解散しております。武蔵小山駅前通り地区につきましては、事業期間を令和7年3月までとして組合を解散する予定でございます。

[「前回やっているんだよ」と呼ぶ者あり]

○中道都市開発課長

小山三丁目第1地区、第2地区につきましては、令和4年3月に地区計画の決定、高度地区の変更、防火地域および準防火地域の変更、また、令和4年7月に第一種再開発事業の決定告示を行っているような状況でございます。こちらについても前回と同様な状況でございます。

[「全然陳情の説明になっていないじゃないか」と呼ぶ者あり]

○塚本委員長

傍聴人に申し上げます。静粛をお願いいたします。

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がございましたら、ご発言願います。

○のだて委員

まず、今回、52号の陳情では、「従前評価・補償」というところにポイントが当たっておりますけれども、まず、これが一般的にどのようなことをするのかというところを伺いたいと思います。

それと、再開発準備組合とは、どういう位置づけの団体なのかというところを伺いたいと思います。

○中道都市開発課長

52号にございます従前評価でございますが、現在、準備組合の状況でございます。準備組合は任意の団体で、特に行政等の認可が必要な団体ではないというところでございます。そういった団体が、今後、再開発を進めていく上で、権利者の方々に対して、今持っている権利の評価について、いわゆる金額にはなりませんけれども、評価額をまず従前の部分、または、それが仮に事業が進んだ際に、新しい建物に移った際の面積等、新しく住む部分についての建物の用途等についてお示しをするというところでございます。

これにつきましては、最終的には組合で権利変換という手続に基づいて行っていくものでございますが、まずは、事業の認可に対しての同意というところで、概略にはなりますけれども、モデルとして権利変換についてお示しをするというところでございます。

こちらにつきましては、今行われている再開発事業全般に、皆様、丁寧な対応をするというところでの区の意味もきちんと把握しているというところで、どの準備組合等も行っているというような状況でございます。

○のだて委員

区内では、どこでも従前評価・補償というものがやられているということだと思います。そうした中で、今ご説明があったように、準備組合は任意の団体だということですね。最終的には、本組合の権利変換で決まってくるということだと思います。そうすると、この中で、そうした準備組合に従前評価・補償の決定をするという権限があるのかというところで、今の説明だと、ないということだと思いますが、そこを改めて伺いたいと思います。

この陳情の中に、権利者に対して、夜間に数時間にわたって署名を迫ったということが書かれておりますけれども、こうした事態について、区は認識をしているのか伺います。

実際、区長に対して不同意通告書が送られたということですので、何か事態が起こっているということとは認識されていると思うのですが、この不同意通告書について、区はどのように受け止めたのか伺います。

○中道都市開発課長

準備組合が任意の団体というところで、こちらの従前評価の決定権利は持っていないというところでございます。

一方で、特に従前にご説明する中で、準備組合も示す数字が決定しているものではないということは説明して、それは1つの案というところで、現在のおおよその評価はご説明しているというような状況でございます。

また、権利者に対して夜間に訪れて数時間お話をしているというところでございますけれども、こち

らにつきましては、準備組合は、そういったお話をする際には、事前にご連絡をとって、相手のご都合のよい時間等をお聞きしながら柔軟に対応していると聞いてございます。

また、不同意の通知書でございますけれども、組合が設立していく中では、都市開発法の中で同意書が必要となってきます。そういったお話をする中で、やはりまちづくりに再開発をする上で反対の方もいらっしゃると思います。そういった中では、不同意を提出するということが過去にも事例はございます。

○のだて委員

不同意通告書は過去にもあったということですが、区は、これが送られてきて、どのように受け止めたのかということで伺ったので、お答えいただきたいと思います。

面談については、柔軟に行っているということですが、夜間に数時間、これが連日であれば、なかなか大変な、迫られているというふうに感じることも分かりますので、そうした強引なやり方はしないようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○中道都市開発課長

不同意書についての区の認識ということですが、それは今のまちづくりに対して同意をしていないというような認識でございます。

また、連日迫っているというところがございますけれども、こちらにつきましては、区としましては、準備組合のほうには、権利者の方に配慮して柔軟に対応していただきたい。また、住民に寄り添っていただきたいということは伝えているところでございます。

区のほうには、直接こういった強引な対応をして困っているというようなお話は来ていないところでございます。

○のだて委員

区のほうには来ていないということですが、陳情では示されているということですので、強引に迫っていくということはないように、これは最低限だというふうに思います。区としても、そのように求めていると思いますが、不同意通告書について、同意していないという認識だというのは、この名前から見てもそれは分かるのですけれども、やはりそれだけのことが起こっているということだと思っております。ふだん区のほうにこうした書類を送るということは、なかなかないと思っております。それにもかかわらず、こうした通告書が送られてくるということは、やはりその方のまさに生活、暮らしが一大事になっていると、壊されるようなことが起こっているということだと思っておりますので、そこをぜひ受け止めていただきたいと思います。

今回の陳情の中にも、同一面積の要求は譲れないと、そのとおりだと思うのです。やはり今まで暮らしてきた住民の生活、それが維持できるようにしてほしいということが住民の願いだと思います。しかし、その中で、それを保障してほしいということで求めたところ、準備組合には決定権がないのだと、書面で残すことができないということで説明を受けたということで、こうしたところを見ると、住民には組合への同意を求めている一方で、住民の権利がどうなるかということは正確に示せない、保障することもできないというのは、おかしいのではないかと思います。こうした中で、同意を迫られてくるという住民の気持ちの方が区は分かるのか、認識しているのか伺いたいと思います。

○中道都市開発課長

区民の気持ちというところがございますが、まちづくりをする中で、やはり再開発というものを、この地域の方々は、様々あるまちづくりの手法の中で選択をして、権利者の方々の中で進めるかどうかといった判断をしているところでございます。やはりそういったまちづくり、または、自分の住む場所の

今後の進め方、将来の姿といったところを、こういった従前評価、または、モデル建蔽といったところでご提示するという事は、区としましては、非常に柔軟に、また、相手の今後の将来も見えるようにご説明しているというのは、丁寧に対応しているというような認識でございます。

一方で、同等の面積というところがございますが、やはり再開発事業は等価交換が基準となっております。やはりマンションといったところで、同じ権利と言って建ててしまうと、やはり少し面積が小さくなってしまふというところはございますが、そこは今後のお話合いの中で、様々な条件の中で、より権利者の方々に寄り添っていくというところで、今、準備組合も様々検討しているというふうには聞いてございます。

また、組合の中できちんとした正確な数字が出せないというのは、これは法律上、組合が設立を認可して、事業計画が認可した後に権利変換を詳細に検討していくというような流れになってございますので、今のところは、いわゆる概略の案という形で権利変換のモデルの部分をお示ししているというような状況でございます。

○のだて委員

基本的には、再開発は等価交換なのだという説明でしたけれども、今後、そうした住民に寄り添っていくということですが、実際、寄り添うというのは、どういったことをやるのか、面積が同一になるということなのか伺いたいと思います。

法律上は、認可した後に権利変換となっているということなのですが、やはりそこが再開発の仕組みとしておかしいなというふうに思います。自分の権利がどうなるか分からないというもとで再開発に同意をすると、権利はもう奪われてしまう。最終的には、入れば戻ってきますけれども、同じ面積になるかも分からないという仕組みになっていますので、やはりこうした再開発の仕組み自体が間違っているなと私は思います。

〔「そのとおりだよ」と呼ぶ者あり〕

○のだて委員

それが住民の暮らしを壊すことにつながっていると区は思っているのか伺いたいと思います。

○中道都市開発課長

柔軟な姿勢というところがございますけれども、いわゆる従後の部分、従前の今の住民の権利の部分、それと従後のどこに住むかといったところ、階層とかもそうですけれども、または、日当たりがよいとか、様々な権利者の方々の思いがございますので、それに対して寄り添った対応をしていくといった部分を柔軟な対応というふうに表現してございます。

また、権利変換につきましては、法律上、事業が認可した後というところがございますけれども、それも併せて、現在、概略ではございますけれども、モデルの権利変換といったものをお示ししているというところがございます。

○のだて委員

今の等価交換のところできくと、日当たりなどということに寄り添っていくということなのですが、示されているのは、同一の面積が確保されるということなのです。それが住民の要求だということですので、やはりそうならないと、寄り添っていくということにもなっていないと思うのですけれども、いかがでしょうか。

あと、権利変換のところではモデルで示しているということですが、結局モデルで、準備組合が示したものが本組合で守られる保証もないということだと思っておりますが、いかがでしょうか。

○中道都市開発課長

同等の面積というところでございますけれども、物事の調整の中では、イエスカノーという部分もございまして、様々な思いもございまして、その細かい部分も拾い上げて、それを満足していただくという部分でも、柔軟な対応、区民の権利に寄り添った対応というふうに区は認識してございます。

また、本組合で最終的には決定するというものでございますが、もちろん最終的な決定は本組合後ということでございまして、繰り返し答弁してございまして、やはりそういった法律の中でも、今のうちに権利者が将来の姿といったものが見えるように丁寧な対応をしていくということも、またこれも区民に寄り添った対応というふうに考えてございます。

○のだて委員

様々求めているということでしたが、やはり今まで暮らしてきた住民の生活が壊されてしまうというところは変わらないと思います。それによって立ち退きも迫られてくるし、武蔵小山で言えば、商店街のところにも当たりますので、みんなに親しまれたまちが壊されていくということですか、ここに、武蔵小山の場合は、小山一丁目、二丁目で200億円以上の税金が投入されるという見通しだったと思いますけれども、そうしたまち壊しに、また、住民追い出しに税金が使われていくと。やはりこうした区民の暮らしが壊され、区民の税金が使われていく事業が進められている中で、やはりそれを助けてほしいというのが区民の願いだということだと思います。そのもとで、やはり自治体で一番権限のある区長に会ってほしいということだと思いますので、ぜひ話を聞くべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○中道都市開発課長

今回は区長に会いたいというところでございますけれども、冒頭でご説明したとおり、現在、武蔵小山につきましては、権利者の中で、この事業を進めるかどうかといった形で市民の中で話し合いが行われているという状況でございますので、区長はお断りをしたというふうに聞いてございます。

一方で、この市街地再開発事業につきましては、所管が都市開発課となります。都市開発課、所管として、区民に寄り添って、今後も引き続き対応してまいりたいと考えてございます。

○のだて委員

寄り添うということであれば、これは特に武蔵小山だけの問題ではないのですよね。区内では、大崎や五反田、戸越公園や、今、品川浦でも大きなものが進められようとしているというところで、区内各地で、これまで住んできた人たちの生活が壊されようとしているという問題なのです。ですので、ぜひ区長に話を聞いてほしいということだと思いますので、そうした反対をしている人、暮らしが壊されるという人の声も聞いていただきたいと、これは要望しておきたいと思います。

○中塚委員

2つの陳情ということで、まず、再開発準備組合の「従前評価・補償」の決定権有無を問う陳情について伺いたいと思います。

先ほどもやり取りがありました。従前評価・補償とは、つまりは、自分の土地建物の価値に当たる金額や面積という説明がありました。

先ほど、課長の答弁でも、準備組合に、この決定権があるのかという質問に対して、準備組合は持っていないと課長の説明がありました。最終的には本組合だということです。

その後、一方で、示す数字があくまで案だと、おおよその評価なのだということを説明して、おお

よその金額を示すことがあるのだという説明が先ほどありまして、その理由として、将来の姿が一定分かるようにという説明が質疑を通してあったかと思えます。

そこで、もう少し伺いたいのですけれども、決定権者ではないものの、おおよその金額を示す理由を伺いたいのです。先ほどは、将来の姿が一定分かるようにということで理由を説明しておりましたけれども、なぜ準備組合には、従前評価・補償の決定権者ではないのに、権利者に対して、おおよその金額を示すということになるのか、将来の姿が一定分かるようにとは、どういうことなのか、そこをもう少し詳しくご説明いただきたいと思えます。

○中道都市開発課長

将来の姿というところでございますが、市街地再開発事業につきましては、権利を持っている方は、最終的にそこに住み続けるのか、もしくは、金銭を受け取って外に出るのかという、そういった判断もでございます。ですので、まず、その従前資産がどの程度の評価になるのかということをお示しすることは、まずそこで1つの判断材料になるというふうに認識してございます。

また、将来の姿というふうな表現でございますけれども、現在、武蔵小山で言えば、マンションを建設するというような考えで話を聞いているところでございますけれども、その部分のマンションで、どの程度の広さを確保できるのかどうかということも、生活再建という意味では、判断をする上で必要な条件というところで、今こういった案をお示ししているところでございます。

○中塚委員

権利者の判断材料に当たるものを一定示しているという説明だったのかなと思えます。

続いて、先ほどの質疑でも、また、陳情の2ページ目の中段から下に、武蔵小山三丁目第1・第2地区再開発で苦しむ住民の姿が紹介されております。

読み上げますと、店舗の営業終了後、夜間に事務所に呼び出し、数時間にわたり再開発同意を求め、面談を続行、署名を迫りましたと陳情書に記されております。これは本当かということをお伺いしたいと思います。

先ほど、区としては把握していないという答弁でした。そのようなことはないだろうと私は思いますし、このことは、この前の決算特別委員会でも安藤区議が取り上げておりましたので、把握していないということはないだろうとまず言いたいと思えますけれども、ごめんなさい、区は「聞いていない」と言ったのです。聞いていないとおっしゃいましたけれども、決算特別委員会でも、この方の事例が質疑にありましたので、聞いていないということはないだろうとは思いますが、だとしても、陳情が議会に出されて、議会で今日の質疑をするに当たって、課長は、責任ある答弁をするために、組合に確認すべき事項だと思うのです。何を確認するのと言ったら、これは本当かと、事実かということ。なので、改めてここで苦境を訴える、人権を奪うような面談が続行されている、これは事実かどうか質問したいと思います。

○中道都市開発課長

今回のこういった答弁の中で、区としても、準備組合に確認しているという状況でございます。組合のほうでは、店舗で営業されている方というところで、その営業が終わった後に来てほしいというようなお返事があったというところでございます。

また、数時間いたのかというところでございますけれども、2時間ほどいたというお話は聞いてございます。それがこの文書にあるように、いろいろと準備組合が迫って、時間を過ごしたということではなくて、お相手の方も少しお話好きということも聞いていまして、そういった様々な話をする中で2

時間程度いたということは聞いています。

○中塚委員

組合の言い分はよく聞くのですね。お話好きで、迫っているわけではないと。でも、この陳情には、心身がもたないと、耐えられないと訴えているわけです。では、ここに書かれている面談行為に耐えられない、心身がもたないと、それで不同意通告書を出すに至ったと書いてあるわけですがけれども、では、区としては、これは事実ではないと言いたいのですか。組合の言い分は聞くのでしょうか。住民の訴えは耳を貸さないのですか。そこを伺いたいと思います。

○中道都市開発課長

区といたしましては、こういった本当にお困りの方には、区のほうに直接来ていただいて、お話を聞いていきたいというふうには考えてございます。

一方で、委員のご要望でもございます、そういった区民に直接伺わないのかというところでございませぬけれども、やはり現在が、こういった権利者の方々同士でお話をされているような状況でございませぬ。そういったところで区が行くと、また、区は逆に、その再開発に対して賛成をするように促したのではないかと、これは過去の陳情等でもこういったお話はございました。ですので、やはり区としましては、今、このまちづくりをやりたい方は50%以上の同意を得ているということは組合から聞いているような状況でございませぬ。

一方で、まちづくりというものに対して、やはり様々な声があるというところは区も認識しているところでございませぬので、中立な立場で、そこにつきましてご相談があった際には、寄り添って対応していくというところが区の立場というふうに認識しております。

○中塚委員

今回の件だけでなく、再開発をめぐる、準備組合や本組合が権利者に乱暴に同意を迫るという訴えは、私も権利者から何度も直接聞いたことがありますし、今回の方は区長にまで訴えているわけですよ。それに対して、こうした行為に対して、区は、それはやり過ぎだと、問題だという認識は一切なく、むしろ柔軟に対応していると合理化しているわけですよ。こうした区の姿勢は改めるべきだと思います。

2つ目の陳情について伺いますけれども、タイトルにあるとおりですけれども、森澤区長が「住み続けられるまちづくりをめざす品川区民の会」と直接に面談することを求めますという陳情です。書いてあるとおりですけれども、二度も断ったということが陳情書に書かれております。なぜかということ伺いたいと思います。

先ほど、民民のことだからみたいな答弁がありましたけれども、よく意味が分からなかったもので、改めて、なぜ区長は会わないのか、そこを丁寧にご説明ください。

それと併せて、区長もいろいろな方と日々会っていると思うのです。住民であれ、団体であれ、企業であれ、社会福祉法人であれとか、様々な方と区長は会っていると思うのです。もちろん政党であれ、会派であれ、本当に様々な方と区長はお会いしていると思うのですけれども、もう1つ伺いたいのは、森澤区長は、会う人と、会わない人、何が違うのか伺いたいと思います。

○中道都市開発課長

まず、最初の陳情の件につきましてですけれども、区としては、そういった乱暴な対応を柔軟な対応というふうな解釈でいるものではございません。陳情が出たときには、こういった陳情が出ているというところは、この陳情を見せるわけではないですけれども、こういった概略の部分につきましては、準

備組合にお伝えしております。

また、こういった声が出ているというところで、より柔軟な対応をしていただきたいというところも、いわゆる柔軟な対応、または丁寧な対応といったところを、その都度お伝えしているところでございます。

また、もう1つの陳情の部分で面談を断ったというところでございますが、当初、こちらのほうは武蔵小山という部分で、そういったことも踏まえて、区長に会いたいというお話が区議を通して区長室のほうに来たところでございます。

武蔵小山のほうにつきましては、権利者同士で今ちょうどお話をしている最中というところも踏まえて、また、市街地再開発事業自体、そのものの事業を進めるかどうかというのは、権利者間でお話をし、事業主体が権利者の中で進める事業というところもございまして、区長は今回お断りをしているということでございます。

また、区長は、会う人、会わない人をどういう基準でというところでございますが、こちらにつきましては、やはりそのときの区長のスケジュールであったりとか、お話をしたい内容であったりとか、様々な要因があると思います。一概に基準があつて区長と会う、会わないというものを物差しではかつて対応しているというものではございません。または、それが会う、会わないの判断といったところも、全て区長が判断をしているものではないというところでございます。

○中塚委員

最後の区長が判断するものではないということが、よく意味が分からなかったのですけれども、取りあえず、会う、会わないは、スケジュールだったり、内容だったりということと、今回の件でいうと、区長が会わなかった理由としては、再開発という権利者同士で話し合う段階であつて、区長が会うべきではない、会わなかったということによかったのか。最後の区長、よく分からなかった。もう1回伺いますけれども、品川区民の会と会わないと判断したのは、森澤区長だということによいのか、もう1回確認させてください。

いずれにしても、理由が権利者同士で話し合っている段階だから会わないということですが、権利者同士で話し合っている段階だと、なぜ会わないのか伺います。

今は再開発のテーマですから再開発に沿って質問しますけれども、地域というか、暮らしの中には、住民同士が異なる意見が出て、話合いのときには、「なんでだよ」みたいな少し強い言い方で、暮らしの中ではいろいろあります、住民同士が話し合っている状態というのは。今回は開発ですけれども、権利者同士が話し合っていると、なぜ区長は会わないのか。でも、都市開発課長というか、職員は会うわけですよ。どうもここがよく分からないので、ご説明ください。

○中道都市開発課長

今回の区長に会う、会わないという判断ですけれども、区長室から、区として今回は会わないという決定をしたということをお聞かせいたします。ですので、所管としては、そういったことというふうな認識でございます。ですので、区長自らが決定しているかどうかということは把握していないというふうな状況でございます。

一方で、市街地再開発事業につきましては、今までも所管のほうで対応してきたという経緯がございます。そういった意味もありますし、市街地再開発事業の事業主体は、いわゆる組合、権利の方々というところで、そうした中で、今回、お断りをしたというふうな認識でございます。

○中塚委員

区長室長から言われたから会わないということで所管が対応しているということですが、この判断に区長が関わっていないわけがない。私は、住民と会わないと決めたのは森澤区長本人だと思います。区民に寄り添う区政の推進と書いてあるけれども、1ミリも期待していないと私は思います。

権利者同士が話し合っているから会わないということですが、今回は、文脈を見て分かるように、再開発はやめてほしいという方々ですが、ということは、再開発を進めてほしいという区民とも区長は会わないということでしょうか。

○中道都市開発課長

区長が会う、会わないというものにつきまして、この場で判断をすることはなかなか難しいということで回答は控えさせていただきます。

○塚本委員長

中塚委員、やはり区長が会う、会わないということについて、今回、議会で陳情という形で上がってきていますので、その内容については、議会で委ねられているということです。会う、会わないということに対して、区長がどう判断するかということについては、そろそろまとめていただきたいと思えます。

○中塚委員

再開発を進めたいという区民と区長が会っているところを見たとか、私はその場にいませんのでそういうことは言いませんけれども、実態としては、再開発を進めたいと思っている方々と、区長は何度も会っているなというふうに私自身は思っています。

この間の森澤区長が当選して間際の自民党の区議の質問に対して、自らの教えの師匠の言葉を引用して本会議で述べておりましたが、再開発を進めたいと思っているのだなと私は思いましたし、だから進めたいという人たちとは会っているのだろうなというふうには思っています。

いずれにしても、同じ住民なのに、会う、会わないという、そういう線引きはよくない。やはり幅広く区民の声を伺って、最終的には自分で判断するというのがしかるべきだと思います。なので、陳情に書かれているとおり、森澤区長は、品川区民の会と直接会って面談することを強く求めて終わります。

〔「よし、いい質問だ」と呼ぶ者あり〕

○塚本委員長

傍聴人に申し上げます。静粛をお願いいたします。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和6年陳情第52号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思えます。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○澤田委員

本日結論を出すで、不採択をお願いいたします。

先ほどの質疑を伺っていた中で、そういうことです。

○つる委員

本日結論を出すで、不採択です。

○のだて委員

本日結論を出すということで、採択です。

準備組合の権限について説明してほしいというものですので、採択です。

○中塚委員

陳情第52号ということです。陳情の最後に、準備組合の一連の面談交渉行為等について回答してください。つまり、説明してくださいということです。丁寧な説明は必要だと思います。

併せて、今回の件だけでなく、多くの権利者から、準備組合が行う同意をしてほしいという行為が、あまりにも乱暴だという訴えが広く届いております。区も、そういう実態を丁寧に把握して、やめるよという立場に立っていただきたいと要望します。

今日結論を出すということ、採択でお願いいたします。

○横山委員

本日結論を出すで、先ほどの説明、議論を踏まえまして、不採択でお願いします。

○塚本委員長

それでは、本陳情については、結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○塚本委員長

それでは、本件は、本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほど、それぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情については、挙手により採決を行います。

それでは、令和6年陳情第52号、再開発準備組合の「従前評価・補償」の決定権有無を問う陳情を採決いたします。

本件は、挙手により採決を行います。

本件を採択とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○塚本委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

続いて、令和6年陳情第53号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○澤田委員

本日結論を出すで、不採択でお願いいたします。

先ほどのご説明あったとおり、スケジュール調整など、そういうこともあったと思いますので、不採択でお願いいたします。

○つる委員

本日結論を出すで、不採択です。

○のだて委員

本日結論を出すということで、採択です。

再開発は住民にとっては立ち退きを迫られ暮らしが壊される一大事です。それが区内中で起こっているという中で助けを求めているということだと思います。自治体の一番権限のある区長に話を聞いてほ

しいという思いは分かりますので、採択です。

○中塚委員

私は、継続を主張したいと思います。

なぜならば、区長と会いたいと、面談したいという陳情の質疑の中で、やはりこの場に区長を呼んで質疑をする必要があると、少なくとも区長室長、総務課長は呼んで、区長が会う、会わないの判断であつたり、今回のケースは、なぜ会わないと区長が判断したのか、先ほどの担当課長の説明では、区長の考えについて、ここの場で答弁するのはちょっとというお話もあつただけに、採択は反対です。反対だけれども、取りあえず質疑の中でそういう議論があつただけに、継続して、次回、森澤区長、または室長、課長を呼んで質疑をした上で結論を出すべきだと思いますので、今日は継続ということでお願いします。

○横山委員

本日結論を出すで、先ほどの説明、議論を踏まえまして、不採択でお願いします。

今後ご意見等については、都市開発課などで丁寧に聞いていただきますよう、よろしく願いいたします。

○塚本委員長

それでは、本陳情については、継続にするというご意見と、結論を出すというご意見に分かれましたので、まず、この件を挙手により採決いたします。

それでは、本陳情を継続とすることに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○塚本委員長

賛成者少数につき、結論を出すということと決定いたしました。

今、本日結論を出すということに決定いたしましたので、継続を主張された委員につきましては、再度この陳情に対する態度の確認をしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○中塚委員

継続を主張したのですけれども、少数ということで残念です。

ただ、質疑の中で、そのことは区長ないし区長部局、課としては総務課長か秘書担当課長かになるかと思うのだけれども、そういう答弁が出ている以上、やはり呼んできちんと質疑をして深めるということが委員会としてのあるべき姿かなと、一言だけ述べておきます。

態度については、ここに書かれているとおり、当然、品川区民の会と森澤区長は直接会って話を聞くべきだと思いますし、陳情の最後に、住民、商店、地権者の声に真摯に耳を傾けることを求めますとおっしゃる陳情もそのとおりだと思いますので、採択でお願いいたします。

○塚本委員長

今それぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情については、挙手により採決を行います。

それでは、令和6年陳情第53号、森澤恭子品川区長に「住み続けられるまちづくりをめざす品川区民の会」と直接の面談を求める陳情を採決いたします。

本件は、挙手により採決を行います。

本件を採択とすることに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○塚本委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は、不採択と決定いたしました。

以上で、本件および請願・陳情審査を終了いたします。

3 報告事項

(2) 専決処分の報告について（報告第34号）

(3) 専決処分の報告について（報告第35号）

○塚本委員長

次に、予定表3、報告事項を聴取いたします。

(2) 専決処分の報告について（報告第34号）および(3) 専決処分の報告について（報告第35号）は、品川区清掃事務所所管の内容のため、一括して議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○篠田品川区清掃事務局長

それでは、報告2件につきまして、ご説明申し上げます。

まず、お手元の資料、報告第34号につきまして、ご報告をいたします。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定議決に基づき清掃作業中に起きた施設破損事故に伴う損害賠償の決定について、令和6年10月10日に専決処分をいたしましたので、同条第2項に基づきご報告するものでございます。

事故の概要でございますけれども、令和6年6月6日、品川区西五反田三丁目のマンション内のごみ集積所で、ごみを収集する際、誤ってごみ収集用コンテナを当該集積所付近の壁に接触させ、一部破損させたというものでございます。

本件事故原因につきましては、収集時の注意が十分でなかったということであり、ごみ収集用コンテナを定位置に戻す際の確認が疎かになったということでございます。

区に過失がございまして、壁の修理費用として6万7,100円を損害賠償したものでございます。

なお、相手方につきましては、お手元に記載のとおりでございます。

今後このようなことがないよう、細心の注意を払い、確実な収集作業を行うよう指導を徹底してまいります。大変申し訳ございませんでした。

続きまして、報告第35号につきまして、ご報告いたします。

本件につきましても、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定議決に基づき清掃作業中に起きた乗用車の破損事故の損害賠償額の決定について、令和6年10月14日に専決処分をいたしましたので、同条第2項に基づきご報告するものでございます。

事故の概要でございますが、令和6年9月14日、品川区戸越一丁目付近で、ごみを収集するため路地に軽小型清掃車をバックさせた際に、左側前方の安全確認が不十分で、自宅駐車スペースに駐車中の乗用車に当たり、フロントグリル等を破損したものでございます。

本件事故原因につきましては、車両の誘導を作業員が後方で行っており、運転手も後方に気をとられ、前方の確認が疎かになったことによるものでございます。

区に過失がございまして、乗用車の修理費等4万7,894円を損害賠償したものでございます。

なお、相手方につきましては、お手元に記載のとおりでございます。

今後このようなことがないよう、細心の注意を払い運転するよう指導を徹底してまいります。大変申

し訳ございませんでした。

○塚本委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

ご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

4 その他

○塚本委員長

最後に、予定表4、その他を議題に供します。

まず、今定例会の一般質問に係る所管質問ですが、今定例会の一般質問中、建設委員会に係る項目について、所管質問をなさりたい委員がいらっしゃいましたら、その基礎となる一般質問の項目と、それに係る質問内容をこの場でお願いいたします。

なお、本会議での質問の繰り返しにならないようお願いいたします。

質問される委員がいらっしゃる場合は、あした、この委員会で理事者から答弁をいただき、申し出た委員以外の方も議論に加わっていただくという形で進めていきたいと思っております。

では、所管質問がございましたら、ご発言願います。

いらっしゃらないようですので、一般質問に係る所管質問について、終了いたします。

ほかに、その他で何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○塚本委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

明日も午前10時からの開会でございます。

これもちまして、建設委員会を閉会いたします。

○午後2時33分閉会